



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	7
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(社会福祉課)	7
大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例(企画創生課)	7
大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	8
大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	8
大和高田市吏員退隠料等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(人事課)	9
大和高田市庁舎整備基金条例を廃止する条例(総務課)	10
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(保険医療課)	10
大和高田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例(保険医療課)	12
大和高田市単身者住宅条例の一部を改正する条例(住宅課)	13
大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(税務課)	13
規則	14
職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	14
大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則の一部を改正する規則(社会福祉課)	20
大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則(法務課)	21
大和高田市企業誘致促進条例施行規則の一部を改正する規則(商工振興課)	21
大和高田市補償審査会規則(都市計画課)	21
大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部を改正する規則(健康増進課)	23
大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(保険医療課)	23
大和高田市立看護専門学校学則の一部を改正する規則(看護専門学校)	24
大和高田市家庭児童相談室設置規則を廃止する規則(子ども家庭課)	27
大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則(子ども家庭課)	28
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	28
会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則(人事課)(人事課)	29
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	31
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(社会福祉課)	32
大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則(企画創生課)	34
訓令	34

大和高田市職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	34
告示	35
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	35
公示送達（保険医療課）	36
公示送達（保険医療課）	37
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	37
令和4年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表（財政課）	37
住民票の職権消除（市民課）	77
大和高田商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（商工振興課）	77
生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定（都市計画課）	83
大和都市計画生産緑地地区の都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	85
市道路線認定に関する告示（土木管理課）	85
市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示（土木管理課）	86
市道の路線の変更に関する告示（土木管理課）	87
市道の区域の変更に関する告示（土木管理課）	88
市道の供用の開始に関する告示（土木管理課）	88
市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示（土木管理課）	88
公示送達（税務課）	89
収納事務委託の告示（市民衛生課）	90
指定管理者の指定の告示（社会福祉課）	90
指定管理者の指定の告示（社会福祉課）	90
大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱（生活安全課）	91
大和高田市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱（生活安全課）	98
収納事務委託の告示（収納対策室）	102
収納事務委託の告示（企画創生課）	103
指定納付受託者の指定の告示（企画創生課）	103
特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示（農業振興課）	104
大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（介護保険課）	104
大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱及び大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部を改正する告示（子ども家庭課）	127
大和高田市成年後見支援センター事業実施要綱（社会福祉課）	128
大和高田市商都たかだ活性化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（商工振興課）	129
大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱及び大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課）	130
固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（税務課）	131
公告	131
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	131
農業経営基盤強化基本構想の縦覧（農業振興課）	131
令和4年度大和高田市ケアプラン点検業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	132
マテリアルリサイクル推進施設整備に係る生活環境影響調査業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	134
公売公告（収納対策室）	137
教育委員会	141

大和高田市教育委員会3月臨時委員会の招集（教育総務課） 141
 大和高田市教育委員会3月定例委員会の招集（教育総務課） 141
 大和高田市教育委員会3月臨時委員会の招集（教育総務課） 142
選挙管理委員会 142
 大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会） .. 142
農業委員会 142
 大和高田市農業委員会3月定例委員会の招集（農業委員会） 142
監査委員 143
 定期監査の実施結果（監査委員） 143
上下水道事業 143
 大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程（水道総務課） 143

公布された条例のあらまし

◇大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（社会福祉課）

1 理由
 地域生活支援事業に係る申請において添付書類等の提出を省略することにより、手続の簡素化による負担の軽減を図るため、当該事業に係る事務を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定による事務（いわゆる独自利用事務）として定めるに当たり規定の整備を行うほか、所要の改正を行うものです。

2 内容
 独自利用事務として地域生活支援事業の実施に関する事務を追加するとともに、庁内連携を行う特定個人情報を定めます。（別表第2関係）
 （別表第2関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

3 施行期日
 令和4年4月1日

◇大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例（企画創生課）

1 理由
 公共事業を施行するための用地の取得に伴う損失の補償の事務の適正かつ公平な運営に資するために、新たに市長の附属機関として「大和高田市補償審査会」を設置するものです。

2 内容

- ・公共用地の取得に伴う損失の補償の事務の適正かつ公平な運営に資するために、新たに市長の附属機関として「大和高田市補償審査会」を設置すると定めます。
- ・審査会の所掌事項について、公共用地の取得に伴う損失の補償に関する調査審議及び意見の答申に関する事項と定めます。（第2条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

◇大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、令和3年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」等により、両立支援のために講じる措置が明らかにされているところ、本市においても国家公務員の措置との権衡の観点から、育児休業等の取得要件の緩和のほか、国に準じた所要の改正を行います。

2 内容

- 1 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため、「引き続き在職した期間が1年以上」とする要件を廃止します。（第2条及び第19条関係）
- 2 妊娠又は出産等についての申出があった場合の措置及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に係る措置について新たに規定します。（新第23条及び第24条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

附属機関の新設に伴う規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 新たに附属機関として設置される「大和高田市補償審査会」の委員の報酬を定めます。（別表第1関係）
- 2 大和高田市補償審査会の設置に伴い、報酬額の特例について所要の改正を行います。（附則第3項関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

◇大和高田市吏員退職料等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により、いわゆる年金担保貸付制度が終了することに伴い、社会保障的性質を有する年金の受給権について、これを担保とすることができないよう所要の改正を行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部改正

退隠料、通算退職年金、遺族扶助料及び通算遺族年金を受ける権利の保護の規定中、当該権利について、株式会社日本政策金融公庫に担保に供することができる旨定めた部分を削ります。
(第10条関係)

第2条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

損害補償を受ける権利の保護の規定中、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利について、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる旨定めた部分を削ります。(第3条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

◇大和高田市庁舎整備基金条例を廃止する条例（総務課）**1 理由**

市庁舎整備のために設置された大和高田市庁舎整備基金について、令和3年度に市庁舎建設に係る事業がすべて完了することに伴い、当該基金を廃止するものです。

2 内容

大和高田市庁舎整備基金条例（平成4年条例第8号）を廃止します。

3 施行期日

令和4年3月31日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）**1 理由**

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正を受け、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を減額することとなったこと及び国保事業の県単位化の一環として、国民健康保険税の減免について県内市町村で定めた統一基準に準拠するため、規定の整備を行うものです。

2 内容

1 未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割について、低所得者に対する7割、5割及び2割軽減後の金額を5割減額する旨を規定します。(第21条関係)

2 減免事由を明確化するとともに、申請に係る手続、申請期限等を市長に委任する規定を設けます。(第24条関係)

3 その他所要の整備

3 施行期日

令和4年4月1日

◇大和高田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（保険医療課）**1 理由**

子ども医療費助成制度について、子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として、助成の対象となる子どもの範囲を拡大するための所要の改正を行うものです。

2 内容

1 助成の対象となる子どもの範囲を、「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」から、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めます。
(第2条関係)

2 子どもが18歳に達した場合であっても、それまで養育していた者に対して引き続き医療費の助成ができる旨を定めます。（第3条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

◇大和高田市単身者住宅条例の一部を改正する条例（住宅課）

1 理由

公営住宅等整備基準で定められている住戸の基準を満たしていない老朽化した単身者住宅について、当該基準を満たすための改修を行うことが経済面において合理的ではないため、現在、空き家となっているものについて用途廃止を行い、地域の防犯及び安全性への配慮から、来年度以降に順次解体を予定するものです。

2 内容

1 下記の単身者住宅について用途廃止を行います。（別表関係）

・土庫単身者住宅（昭和53年度築） 2戸

3 施行期日

令和4年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）

1 理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

1 固定資産税・都市計画税に係る課税標準の特例措置

(1) 法律改正により国の定める特例割合の参酌基準が4分の3から5分の4に変更されたことに伴い課税標準を改めます。（附則第10条の2第2項関係）

(2) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の3年度分、価格に4分の3（国参酌基準を採用）を乗じた額とする特例措置を講じるものです。（附則第10条の2第18項関係）

2 省エネ改修をおこなった既存住宅に係る税額の減額措置及び適用期間の変更（附則第10条の3関係）

(1) 現行制度

対象家屋の要件：平成20年1月1日以前から所在する住宅（床面積が50㎡以上280㎡以下、貸家住宅は対象外）のうち、次の下記①から④までの省エネ改修工事のうち、下記①の工事を行い、下記①から④までの工事にかかる費用が50万円を超え（国・地方公共団体が交付する補助金を除く。）、令和4年3月31日までに改修工事が行われた住宅についての固定資産税の税額を、1年度分、税額の1/3（改修工事により認定長期優良住宅に該当することとなった住宅については2/3）減額（120㎡分を限度）。

(2) 改正後の制度

対象家屋の要件：平成26年4月1日以前から所在する住宅（床面積が50㎡以上280㎡以下、貸家住宅は対象外）のうち、下記①から④までの省エネ改修工事のうち、下記①の工事を行い、下記①から④までの工事にかかる費用が60万円を超え（国・地方公共団体が交付する補助金を除く。）、令和6年3月31日までに改修工事が行われた住宅についての固定資産税の税額を、1年度分、税額の1/

3 (改修工事により認定長期優良住宅に該当することとなった住宅については2/3)減額(120㎡分を限度)。

※ ①窓の断熱改修工事、②床の断熱改修工事、③天井の断熱改修工事、④壁の断熱改修工事

3 宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの固定資産税の特例(附則第12条及び附則第20条関係)

令和4年度限りの措置として、商業地等の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行5%)を加算した額とする地方税法の改正に伴い、賦課徴収条例の対応する規定を改正します。

4 その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和4年4月1日

条 例

条例第1号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の18の項を同表の19の項とし、同表の15の項から同表の17の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の14の項の次に次のように加える。

15 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第2号

大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大和高田市附属機関設置条例（昭和36年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中

「

	大和高田市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定に関する調査及び審議並びに答申に関する事項
--	------------------	--------------------------------

」を

「

	大和高田市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定に関する調査及び審議並びに答申に関する事項
	大和高田市補償審査会	公共用地の取得に伴う損失の補償に関する調査審議及び意見の答申に関する事項

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第3号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第4号

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和2年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「及び地域福祉計画策定委員会の委員」を「、地域福祉計画策定委員会の委員及び補償審査会の委員」に改める。

別表第1中

「

文化会館運営協議会の委員	日額	12,000円
--------------	----	---------

」を

「

文化会館運営協議会の委員	日額	12,000円
補償審査会の委員	日額	12,000円

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第5号

大和高田市吏員退隠料等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市吏員退隠料等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部改正）

第1条 大和高田市吏員退隠料等に関する条例（昭和24年1月20日告示）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書を削る。

（大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第2条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている第1条の規定による改正後の大和高田市職員退隠料等に関する条例第1条の規定による年金を受取る権利及び第2条の規定による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第2条の損害補償を受ける権利については、施行日以後においても、なお従前の例による。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う業務及び同法第71条第1項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う業務において担保に供される第1条の規定による改正後の大和高田市職員退隠料等に関する条例第1条の規定による年金を受取る権利及び第2条の規定による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第2条の損害補償を受ける権利については、施行日以後においても、なお従前の例による。

条例第6号

大和高田市庁舎整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市庁舎整備基金条例を廃止する条例
大和高田市庁舎整備基金条例（平成4年条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年3月31日から施行する。

条例第7号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第3条の見出し及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。
第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改める。
第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。
第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。
第21条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,900円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,500円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,200円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,000円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円

第21条の2中「前条の規定」を「前条第1項の規定」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第24条第1項中「国民健康保険税の納税義務者のうち災害、その他特別の事情により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められるものについて」を「次の各号のいずれかに該当する場合において」に改め、同項に次の6号を加える。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者が次のいずれかに該当する者となった場合

- ア 法第292条第1項第10号に規定する障害者
- イ 行方不明となった者
- ウ その者の居住する住宅について著しい損害を受けた者

(2) 次のいずれかの事由により被保険者の収入が減少したことに伴い、その世帯の収入が著しく減少したと市長が認める場合

- ア 長期の入院又は自宅療養
- イ 事業又は業務の休廃止、事業における損失、失業等
- ウ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由

(3) 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。以下この項において同じ。)又は被保険者であった者が、国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当することにより保険給付の制限を受ける者となった場合

(4) 被保険者が、その資格を取得した日において65歳以上であり、かつ、同日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者である場合

- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者(同法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く。)
- イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者
- ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152条)の規定による共済組合の組合員
- エ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者(同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)

(5) 被保険者が次のいずれかに該当する者となった場合

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者

イ 生活保護法の規定に準じて実施する、生活に困窮する外国人に対する保護を受ける者

(6) 前各号に定めるもののほか、国民健康保険税を減免することが適当であるとして市長が別に定める事由に該当する場合

第24条第2項中「普通徴収の方法により国民健康保険税が徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日前までに」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「年度、納期の別」を「納期限」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名及び住所

第24条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、国民健康保険税の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項及び第4項並びに第6項から第13項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附則第14項の前の見出し、同項及び第15項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第8号

大和高田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和高田市 堀内 大造

大和高田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市子ども医療費助成条例（平成24年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第1項中「被扶養者である子どもを主として養育している者」を「被保険者若しくは被扶養者である子どもを主として養育している者（18歳以上の子どもにあつては、当該子どもを主として養育していた者）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の大和高田市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定による医療費の助成の対象となる子どもであることを示す証明書（以下「証明書」という。）の交付申請その他の証明書の交付に関して必要な行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により証明書の交付を受けた者は、施行日において新条例第5条第1項の証明書の交付を受けたものとみなす。

条例第9号

大和高田市単身者住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市単身者住宅条例の一部を改正する条例
大和高田市単身者住宅条例(平成9年条例第36号)の一部を次のように改正する。
別表土庫単身者住宅の部昭和53年度の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第10号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第40条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第64条の3中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第64条の4第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事

等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第20条中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第29条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

規 則

規則第1号の2

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月18日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「別表第2第10号」を「別表第2第5号の2及び第10号」に改める。

別表第2中

「

(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しない事が相当であると認められるとき。	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
---	----------------------------

(6) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
---	---------------

」を

「

(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しない事が相当であると認められるとき。	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間
(6) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間

」に改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「同表第8号」の次に「、第10号、第13号及び第14号」を加え、同条第2項中「同表第4号から第7号まで及び第11号」を「同表第2号から第5号まで及び第9号」に改め、同項第1号中「同表第4号及び第5号」を「同表第2号及び第3号」に改め、同項第2号中「同表第6号」を「同表第4号」に改め、同項第3号中「同表第7号」を「同表第5号」に改め、同項第4号中「同表第11号」を「同表第9号」に改め、同条第3項中「別表第3第4号又は第5号」を「別表第3第2号又は第3号」に改め、同条第4項中「別表第3第6号」を「別表第3第4号」に改め、同条第5項中「別表第3第7号」を「別表第3第5号」に改める。

別表第2中

「

(9) 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
--	---------------------------------

」を

「

(9) 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(10) 会計年度任用職員が不妊	1の年度（4月1日から翌年の3

<p>治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>月31日までをいう。以下同じ。)において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>	
<p>(11) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>	
<p>(12) 女子の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>	
<p>(13) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>市長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>	
<p>(14) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間等条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。別表第3第3号ア及びウを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>	

」に改める。

別表第3を次のように改める。

事由	期間
<p>(1) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）にあって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当で</p>	<p>1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>

<p>護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>が2時間を下回る場合は、当該減じた時間) を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>(6) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(7) 女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(9) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>1の年度において、週によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては別表第5の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては同表の中欄に掲げる1の年度の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間</p>
<p>(10) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務</p>	<p>必要と認められる期間</p>

しないことがやむを得ないと認められるとき。	
(11) 妊娠中の女子の会計年度任用職員及び産後1年を経過しない女子の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
(12) 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

規則第3号

大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則（平成17年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、条例第8条第1項の規定により」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる者についてはこの限りでない。

- (1) 条例第8条第1項の規定により使用料が無料となる者
- (2) 条例第15条第2項の規定により利用料金が無料となる者
- (3) 条例第8条第2項の規定により使用料を減免された者
- (4) 条例第16条第2項の規定により利用料金を減免された者
- (5) 入館券に代わるものとして市長が認める文書の交付を受けている者

第4条の見出し並びに同条第1項中「80歳」を「75歳」に改め、同条第3項中「80歳」を「75歳」に、「書類」を「文書」に改める。

第7条第1項に次の1号を加える。

- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額

第11条中「、第3条及び第5条」を削る。

様式第2号中「80歳」を「75歳」に、「12歳」を「中学生」に、「4歳」を「小学生」に改める。

様式第4号中「80歳」を「75歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第2条第4項の入館券の交付又は第4条第1項の75歳以上さくら荘入館証の発行の申請その他の入館券の交付及び75歳以上さくら荘入館証の発行に関して必要な行為は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則の規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定により入館券の交付又は75歳以上さくら荘入館証の発行を受けた者は、それぞれこの規則の施行の日においてこの規則による改正後の第2条第4項の入館券の交付又は第4条第1項の75歳以上さくら荘入館証の発行を受けたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2条第4項の規定により交付されている入館券及び第4条第1項の規定により発行されている80歳以上さくら荘入館証は、当分の間、この規則による改正後の第2条第4項の規定により交付された入館券及び第4条第1項の規定により発行された75歳以上さくら荘入館証とみなす。

規則第4号

大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月3日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市政治倫理条例施行規則(平成15年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第5号

大和高田市企業誘致促進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月3日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市企業誘致促進条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市企業誘致促進条例施行規則(平成26年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び様式第5号中「課税明細書」を「課税内容を確認できる書類」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第6号

大和高田市補償審査会規則を次のように定める。

令和4年3月3日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市補償審査会規則

(設置)

第1条 この規則は、大和高田市附属機関設置条例(昭和36年条例第22号)第3条の規定に基づき、大和高田市補償審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、公共用地の取得に伴う損失の補償のうち、土地収用法(昭和26年法律第219号)第71条、第74条、第75条、第76条、第77条、第80条及び第88条の規定による損失の補償であって次に掲げるものの補償の額及びその算定方法について調査審議する。ただし、収用する土地に対する補償の額及びその算定方法についてはこの限りでない。

- (1) 1件の補償の額が7,000万円以上のもの
- (2) 補償の対象となる建物その他の工作物の性質及び移転の工法について専門技術的判断を要すると市長が認めるもの

(組織)

第3条 審査会は、委員3名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 一級建築士

3 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から2年とする。ただし、委員に欠員を生じたとき新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は自己の利害に関係する議事に参与することはできない。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、環境建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第7号

大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部を改正する規則

大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則（平成21年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市附属機関設置条例（昭和36年条例第22号）第2条の規定に基づき設置する大和高田市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下本条において「法」という。）の規定に基づき本市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、医学的見地から次に掲げる事項の調査及び審議を行うものとする。

（1） 法第15条第1項の規定による給付の申請に係る健康被害に関すること。

（2） 予防接種による健康被害の再発の防止に必要な措置に関すること。

（3） その他予防接種による健康被害に関し市長が必要と認めること。

第3条中「次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員5人をもって組織する」を「委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する」に改め、同条第1号中「大和高田市長が指名する」を削り、「1名」を「2名」に改め、同条第2号中「2名」を「3名」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項を次のように改める。

委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長の諮問に応じ、委員長が速やかに招集しなければならない。ただし、委員長が互選される前に招集する会議又は及び委員長の職務を代理する者が欠けたときに招集する会議は、市長が招集する。

第7条第5項を削り、同条を第6条とする。

第8条中「を会議に出席させ、その意見又は説明を聴く」を「の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求める」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附則第2項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第8号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第9号

大和高田市立看護専門学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立看護専門学校学則の一部を改正する

大和高田市立看護専門学校学則（平成9年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「看護師となるために必要な知識及び技術を修得させ、もって地域住民の保健・医療・福祉に貢献しうる人間性豊かな人材」を「看護の対象を理解し、看護をするために必要な知識及び技術の修得並びに態度の養成を図るとともに、社会のニーズに応えられる人間性豊かな看護の実践者」に改める。

第27条第1号中「講義」を「講義及び演習」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第28条第1項に次の10号を加える。

- (1) 歯科衛生士
- (2) 診療放射線技師
- (3) 臨床検査技師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士
- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士
- (10) 言語聴覚士

第28条第2項を次のように改める。

- 2 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については社会福祉士介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士施設指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき

個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成指定規則別表3に定める基礎分野の履修に変えることができる。

第29条中「101単位3000時間」を「108単位3085時間」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第20条関係）

教育課程

分野	科目	単位	時間数
基礎分野	人間の心・精神	1	30
	人間と文化・社会	1	30
	人間と環境	1	30
	人間と癒し・生活	1	15
	人間と倫理・社会	1	15
	人間関係論	1	20
	コミュニケーションⅠ（一般）	1	15
	コミュニケーションⅡ（聴き方）	1	20
	自己の成長と仲間	1	15
	死生学	1	15
	論理的思考	1	30
	情報と情報処理	1	30
	外国語Ⅰ	1	30
	外国語Ⅱ	1	30
	人間とスポーツⅠ	1	30
	人間とスポーツⅡ	1	30
		小計	16
専門基礎分野	解剖生理学Ⅰ	1	20
	解剖生理学Ⅱ	1	20
	解剖生理学Ⅲ	1	20
	生化学	1	30
	栄養学（食事療法）	1	30
	病理病態学	1	30
	微生物学（免疫）	1	30
	臨床薬理学	1	30
	治療検査論	1	30
	疾病と治療Ⅰ	1	30
	疾病と治療Ⅱ	1	30
	疾病と治療Ⅲ	1	30
	疾病と治療Ⅳ	1	30
	疾病と治療Ⅴ	1	15
	疾病と治療Ⅵ	1	15
	看護形態機能学	1	15
	医学概論	1	15

	社会福祉	2	30
	公衆衛生学	2	30
	総合保健医療と法	1	20
	小計	22	500
専門分野	看護学総論	1	30
	看護倫理	1	15
	看護過程と看護診断	1	30
	共通の基本技術	1	30
	日常生活の援助技術Ⅰ (食事、排泄)	1	20
	日常生活の援助技術Ⅱ (活動、休息、姿勢)	1	20
	日常生活の援助技術Ⅲ (清潔、衣)	1	30
	フィジカルアセスメント	1	30
	診療の補助技術ⅠA	1	15
	診療の補助技術ⅠB	1	20
	診療の補助技術ⅡA	1	15
	診療の補助技術ⅡB	1	20
	看護研究の基礎	1	30
	ケーススタディ	1	30
	地域・在宅看護総論Ⅰ	1	15
	地域・在宅看護総論Ⅱ	1	30
	地域・在宅看護方法Ⅰ	1	15
	地域・在宅看護方法Ⅱ	1	15
	地域・在宅看護方法Ⅲ	1	15
	地域・在宅看護方法演習	1	30
	成人看護学総論	1	30
	成人看護方法Ⅰ	1	20
	成人看護方法Ⅱ	1	15
	成人看護方法Ⅲ	1	30
	成人看護方法Ⅳ	1	30
	成人看護方法演習	1	30
	老年看護学総論	1	30
	老年看護方法Ⅰ	1	15
	老年看護方法Ⅱ	1	30
	老年看護方法演習	1	30
	小児看護学総論	1	30
小児看護方法Ⅰ	1	15	
小児看護方法Ⅱ	1	30	
小児看護方法演習	1	30	

母性看護学総論	1	30
母性看護方法Ⅰ	1	20
母性看護方法Ⅱ	1	20
母性看護方法演習	1	30
精神看護学総論	1	30
精神看護方法Ⅰ	1	30
精神看護方法Ⅱ	1	15
精神看護方法演習	1	30
看護管理	1	15
医療安全	1	20
災害看護と国際看護	1	30
基礎技術の総合評価	1	30
小計	46	1120
基礎看護学実習Ⅰ	1	45
基礎看護学実習Ⅱ	2	90
コミュニケーション実習	1	45
地域・在宅看護論実習Ⅰ	1	45
地域・在宅看護論実習Ⅱ	1	45
地域・在宅看護論実習Ⅲ	1	45
成人看護学実習	2	90
周手術期看護実習	2	90
慢性疾患・終末期看護実習	2	90
老年看護学実習Ⅰ	2	90
老年看護学実習Ⅱ	1	45
小児看護学実習	2	90
母性看護学実習	2	90
精神看護学実習	2	90
看護の統合と実践	2	90
小計	24	1080
総計	108	3085

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大和高田市看護専門学校学則第29条及び別表の規定は、令和4年4月1日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

規則第10号

大和高田市家庭児童相談室設置規則を廃止する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市家庭児童相談室設置規則を廃止する規則
大和高田市家庭児童相談室設置規則（平成17年規則第43号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第11号

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則
大和高田市児童手当事務処理規則（平成24年規則第22号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（備え付けるべき帳簿等）

第2条 市において記録し、管理すべき情報は、次のとおりとする。

- （1） 受給者情報
- （2） 関係書類返戻・保留情報
- （3） 受給資格調査員証交付情報
- （4） 父母指定者管理情報

第10条中「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。）」を加える。

第11条中「受けたとき」の次に「又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは」を加え、同条第1号及び第2号中「記載事項等」を「記載事項又は公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

規則第12号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。」を「次の各号に掲げる同表の休暇の区分に応じ、当該各号に定める会計年度任用職員に限る。」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 同表第8号に掲げる休暇 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1の年度の勤務日が47日以下であるものを除く。）
- （2） 同表第10号、第13号及び第14号に掲げる休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で

1の年度の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの

第15条第2項第1号中「あって、」の次に「6月以上の任期が定められている又は」を加え、同項第2号中「任命権者を同じくする職（以下この項において「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、」を削り、「及び特定職」を「任命権者を同じくする職」に改め、同項第3号中「であり、かつ」を「であって」に改め、「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第13号

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中

「

子 育 て 支 援 指 導 員	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	幼稚園 教諭免 許、保 育士資 格其他 これら に相当 するも し市長 が認め る資格 を有す 者以外 の者
	18号給	20号給	22号給	22号給	22号給	22号給	幼稚園 教諭免 許、保 育士資 格其他 これら に相当 するも

							とし長め格をる と市認資許す のてがる免有者
児童福祉 相談員	9号給	11号給	13号給	13号給	13号給	13号給	児童福祉 支援以外 の者
児童福祉 支援員	18号給	20号給	22号給	22号給	22号給	22号給	

」を

「

子育て 支援指 導員	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	幼稚園免 教諭、保 育資格 士資 その他 に相当 する と市 長め 格を る 以外 の者
	18号給	20号給	22号給	22号給	22号給	22号給	幼稚園免 教諭、保 育資格 士資 その他 に相当 する と市 長め 格を る 以外 の者

」に改める。

別表第1中「児童福祉相談員」を「安全確認対応職員」に改め、「大和高田市家庭児童相談室設置規則（平成17年規則第43号）第4条第1項第2号に掲げる者のうち児童福祉支援員以外のもの」を削り、

「

児童福祉支援員	1級	10号給	22号給	大和高田市家庭児童相談室設置規則第5条に規定する者
---------	----	------	------	---------------------------

」を「

子ども家庭支援員	1級	10号給	22号給	
----------	----	------	------	--

」に改

め、同表適応指導教室専任教員の項の次に次のように加える。

特別支援教育専任指導員	1級	45号給	57号給	
-------------	----	------	------	--

別表第2中「児童福祉相談員」を「安全確認対応職員」に改め、「大和高田市家庭児童相談室設置規則第4条第1項第2号に掲げる者のうち児童福祉支援員以外のもの」を削り、

「

児童福祉支援員	1級	11号給		大和高田市家庭児童相談室設置規則第5条に規定する者
---------	----	------	--	---------------------------

」を「

子ども家庭支援員	1級	11号給		
----------	----	------	--	--

」に改

め、同表適応指導教室専任教員の項の次に次のように加える。

特別支援教育専任指導員	1級	45号級		
-------------	----	------	--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第14号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「休暇簿（介護休暇用）（様式第3号）に記入して、」を「示した上、任命権者が別に定める方法により」に改め、同条第5項中「休暇簿（介護休暇用）に記入して、」を「示した上、任命権者が別に定める方法により」に改める。

第22条第1項中「あらかじめ休暇願等承認兼勤務整理簿（様式第1号）に記入して任命権者に」を「任命権者が別に定める方法により」に改め、同条第2項中「あらかじめ休暇願等承認兼勤務整理簿に記入して任命権者に」を「任命権者が別に定める方法により」に改め、同項ただし書中「あらかじめ」を削り、同条第3項中「あらかじめ産（前・後）休暇願（様式第2号）に記入して任命権者に対し」を「任命権者が別に定める方法により」に改める。

第23条第1項中「あらかじめ休暇簿（介護休暇用）又は休暇簿（介護時間用）（様式第4号）に記入して」を「任命権者が別に定める方法により」に改める。

第24条中「あらかじめ休暇願等承認兼勤務整理簿に記入して」を「任命権者が別に定める方法により」に改める。

様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、出退勤システムの導入の遅延等やむをえない事由によりこの規則による改正後の第16条、第22条、第23条及び第24条の規定によることが適当でない職員については、当分の間、なお従前の例による。

規則第15号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第14条中「大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則（平成16年規則第23号）第4条」を「大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱（平成25年3月31日告示第39号）第8条」に改める。

第18条第1号ア中「大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項」を「大和高田市子ども医療費助成条例第3条第1項」に改める。

第30条中「大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則第4条」を「大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱第8条」に改め、同条第1号中「大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則第3条第1項」を「大和高田市難聴児補聴器購入費助成金事業実施要綱第3条第1項」に改める。

第36条を第37条とし、第35条を第36条とする。

第34条中「条例別表第2の17の項」を「条例別表第2の18の項」に、「同表の17の項」を「同項」に改め、同条を第35条とする。

第33条中「条例別表第2の16の項」を「条例別表第2の17の項」に改め、同条を第34条と

する。

第32条中「条例別表第2の15の項」を「条例別表第2の16の項」に改め、同条を第33条とし、第31条の次に次の1条を加える。

第32条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱(平成23年告示第15号)第4条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る対象者(大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱第2条の対象者をいう。以下この号において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
 - ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - エ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - カ 当該申請に係る対象者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
- (2) 大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱(平成18年告示第120号)第6条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る対象者(大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱第2条の対象者をいう。以下この号において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
 - ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - エ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - カ 当該申請に係る対象者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
- (3) 大和高田市日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第121号)第4条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る対象者(大和高田市日中一時支援事業実施要綱第2条の対象者をいう。以下この号において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
 - ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - エ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - カ 当該申請に係る対象者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
- (4) 大和高田市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成18年告示第119号)第6条の規定に

よる申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者（大和高田市訪問入浴サービス事業実施要綱第2条の対象者をいう。以下この号において同じ。）又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報

ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 当該申請に係る対象者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第1項の介護認定又は介護保険法第32条第1項の要支援認定に関する情報

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第16号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表総務部の項係等の欄中「総務管財グループ」を「総務管財係」に改め、同表地域振興部の項係等の欄中「文化振興グループ」を「文化振興係」に改め、同表福祉部の項係等の欄中「地域福祉グループ」を「地域福祉係」に、「保護係」を「保護グループ」に改める。

第3条第2項の表こども家庭課の項施設又は事務所の欄中「家庭児童相談室」を削る。

第4条第1項中「公益通報者保護法」の次に「（平成16年号外法律第122号）」を加え、「総務管財グループ」を「総務管財係」に、「文化振興グループ」を「文化振興係」に、「地域福祉グループ」を「地域福祉係」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号）」に、「保護係」を「保護グループ」に、「家庭児童相談室」を「子ども家庭総合支援拠点事業」に改め、「駐車場法」の次に「（昭和32年法律第106号）」を、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の次に「（平成7年奈良県条例第30号）」を、「国土利用計画法」の次に「（昭和49年法律第92号）」を、「公有地の拡大の推進に関する法律」の次に「（昭和47年法律第66号）」を、「租税特別措置法」の次に「（昭和32年号外法律第26号）」を加える。

第18条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第2号

大和高田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員服務規程の一部を改正する訓令

大和高田市職員服務規程（昭和38年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「市長が別に定めること」を「所属長の許可を得て変更すること」に改める。

第4条中「タイムレコーダーにタイムカードを自らさし入れ、その時刻を印字しなければならない」を「職員証を読取機に読み取らせる方法又は所定の端末を通じて直接入力する方法により、出退勤システムにその時刻を記録しなければならない」に改め、同条ただし書中「職員については、出勤したときは、直ちに出勤簿（様式第1号）に自ら押印しなければならない」を「ときは、市長が別に定める方法により出退勤の記録を行うものとする」に改める。

第5条の2第1項中「職員証（様式第2号）」を「市長が別に定める職員証」に改める。

第5条の3第2項中「いるとき」の次に「及び自宅において執務するとき」を加える。

第10条の2中「職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）に規定する休暇願等承認兼勤務整理簿により所属長の決裁を受ける」を「任命権者が別に定める方法により行う」に改める。

第10条の3中「様式第3号」を「様式第1号」に改める。

第13条中「様式第4号」を「様式第2号」に、「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 第4条の規定は、出張の記録について準用する。

第19条中「様式第6号」を「様式第4号」に改める。

第20条中「様式第7号」を「様式第5号」に改める。

第22条中「様式第8号」を「様式第6号」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とし、様式第4号から様式第8号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、出退勤システムの導入の遅延等やむをえない事由によりこの訓令による改正後の第4条、第5条の2及び第14条の規定によることが適当でない職員については、当分の間、なお従前の例による。

告 示**告示第27号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和4年3月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和4年2月9日	1									
令和4年2月15日	1		1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和4年2月15日	大和高田市大字内本町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第28号

令和3年度後期高齢者医療保険料額変更決定通知書を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課医療係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年3月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 この納入通知書の発送年月日

令和4年2月10日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したと

きに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第29号

令和3年度後期高齢者医療保険料第7期の督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課医療係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年3月14日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この督促状の発送年月日

令和4年2月21日

- 2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第30号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和4年3月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和4年6月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年12月1日から令和3年12月31日までの間

告示第31号

令和4年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和4年3月17日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和4年度大和高田市一般会計予算
- 2 令和4年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

- 3 令和4年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 令和4年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 5 令和4年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 6 令和4年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 7 令和4年度大和高田市休日診療所特別会計予算
- 8 令和4年度大和高田市水道事業会計予算
- 9 令和4年度大和高田市下水道事業会計予算
- 10 令和4年度大和高田市病院事業会計予算
- 11 令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第15号）
- 12 令和3年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 令和3年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 令和3年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第3号）
- 15 令和3年度大和高田市病院事業会計補正予算（第5号）

令和4年度大和高田市一般会計予算

令和4年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,380,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,627,000
	1. 市民税	3,091,000

	2. 固定資産税	2,644,000
	3. 軽自動車税	169,000
	4. たばこ税	340,000
	5. 都市計画税	383,000
2. 地方譲与税		122,000
	1. 地方揮発油譲与税	28,500
	2. 自動車重量譲与税	87,000
	6. 森林環境譲与税	6,500
3. 利子割交付金		7,000
	1. 利子割交付金	7,000
4. 配当割交付金		83,000
	1. 配当割交付金	83,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		96,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	96,000
6. 法人事業税交付金		53,000
	1. 法人事業税交付金	53,000
7. 地方消費税交付金		1,304,000
	1. 地方消費税交付金	1,304,000
9. 環境性能割交付金		17,000
	1. 環境性能割交付金	17,000
10. 地方特例交付金		47,000
	1. 地方特例交付金	47,000
	新型コロナウイルス感染症対策地方税減	0

	収補填特別交付金	
11. 地方交付税		7,790,000
	1. 地方交付税	7,790,000
12. 交通安全対策特別交付金		8,000
	1. 交通安全対策特別交付金	8,000
13. 分担金及び負担金		270,513
	1. 分担金	1,500
	2. 負担金	269,013
14. 使用料及び手数料		740,624
	1. 使用料	450,737
	2. 手数料	289,887
15. 国庫支出金		5,197,952
	1. 国庫負担金	4,303,526
	2. 国庫補助金	867,128
	3. 国庫委託金	27,298
16. 県支出金		1,860,935
	1. 県負担金	1,374,347
	2. 県補助金	341,921
	3. 県委託金	144,667
17. 財産収入		14,572
	1. 財産運用収入	14,570
	2. 財産売払収入	2
18. 寄附金		1

	1. 寄附金	1
19. 繰入金		618,112
	1. 基金繰入金	617,156
	2. 特別会計繰入金	956
21. 諸収入		214,791
	1. 延滞金加算金及び過料	14,000
	2. 市預金利子	500
	3. 貸付金元利収入	1,100
	4. 雑入	199,191
22. 市債		1,308,500
	1. 市債	1,308,500
歳入合計		26,380,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 議会費		228,532
	1. 議会費	228,532
2. 総務費		2,987,709
	1. 総務管理費	2,450,887
	2. 徴税費	301,018
	3. 戸籍住民基本台帳費	131,713
	4. 選挙費	68,128
	5. 統計調査費	12,342
	6. 監査委員費	23,621

3. 民生費		12,357,183
	1. 社会福祉費	6,142,929
	2. 児童福祉費	3,544,178
	3. 生活保護費	2,669,772
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		3,609,855
	1. 保健衛生費	1,517,808
	2. 清掃費	2,092,047
5. 労働費		21,451
	1. 労働諸費	21,451
6. 農林水産業費		120,802
	1. 農業費	120,802
7. 商工費		99,487
	1. 商工費	99,487
8. 土木費		1,437,090
	1. 土木管理費	105,399
	2. 道路橋りょう費	184,552
	3. 河川費	33,500
	4. 都市計画費	930,821
	5. 住宅費	182,818
9. 消防費		918,614
	1. 消防費	918,614
10. 教育費		2,530,079
	1. 教育総務費	462,862

	2. 小学校費	390,057
	3. 中学校費	169,546
	4. 高等学校費	406,226
	5. 幼稚園費	341,757
	6. 社会教育費	258,745
	7. 保健体育費	500,886
11. 災害復旧費		3
	1. 公共土木施設 災害復旧費	3
12. 公債費		2,049,195
	1. 公債費	2,049,195
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳出 合計		26,380,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関等からの融資に対する債務保証	令和4年度以降事業満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する大和高田当麻線街路事業用地取得事業（令和4年度分）	令和4年度以降事業満了まで	大和高田市土地開発公社が令和4年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額

内部統制制度導入支援業務	令和6年3月末まで	1,100 千円
近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺地区 まちづくり基本構想策定業務	令和6年3月末まで	2,670 千円
文化会館舞台操作業務	令和7年9月末まで	48,510 千円
10tダンプ車購入に係る経費	令和6年3月末まで	30,703 千円
ロータリー車及び2tダンプ車購入 に係る経費	令和6年3月末まで	23,270 千円
マテリアルリサイクル推進施設計画 支援(発注支援並びに土壌及び地質調 査)業務	令和7年3月末まで	57,750 千円
高田千本桜に伴う周辺道路等警備業 務	令和5年4月末まで	1時間当たり1,900円 と消費税等に相当す る額に業務に要した 時間数を乗じて得た 額
東中2丁目雨水貯留施設整備事業	令和7年3月末まで	432,000 千円
都市計画道路検証業務	令和6年3月末まで	4,600 千円
市営住宅等弁償金等徴収業務	令和7年3月末まで	債権回収額に100分 の35を乗じて得た額 に消費税等を加えた 額
小学校・幼稚園給食調理業務(2か所)	令和7年7月末まで	46,772 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 10,100	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期間を短縮し、 又は繰上償還も しくは低利に借 換えすることが できる。
借換債 (保育所耐震補強事業)	23,800	〃	〃	〃
一般廃棄物処理事業 (ごみ処理施設)	160,600	〃	〃	〃
道路新設改良事業	17,500	〃	〃	〃
側溝新設改良事業	5,000	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	13,500	〃	〃	〃
道路整備事業	30,600	〃	〃	〃
河川改良事業	13,500	〃	〃	〃
大和高田当麻線 街路事業	18,000	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	12,900	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 31,800	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
小学校大規模改造事業	123,200	〃	〃	〃
臨時財政対策債	848,000	〃	〃	〃
計	1,308,500			

令和4年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,907,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康		1,205,860

保険税	1. 国民健康保険税	1,205,860
2. 使用料及び手数料		739
	1. 手数料	739
6. 県支出金		6,033,858
	3. 県負担金・補助金	6,033,858
7. 連合会支出金		704
	1. 連合会補助金	704
8. 財産収入		110
	1. 財産運用収入	110
9. 繰入金		585,701
	1. 一般会計繰入金	585,700
	2. 基金繰入金	1
10. 繰越金		60,160
	1. 繰越金	60,160
11. 諸収入		19,868
	1. 延滞金加算金及び過料	10,000
	2. 市預金利子	9
	3. 療養費等指定公費返還金	242
	4. 雑入	9,617
歳入合計		7,907,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		131,281

	1. 総務管理費	108,531
	2. 徴税費	22,298
	3. 運営協議会費	452
2. 保険給付費		5,694,651
	1. 療養諸費	4,885,436
	2. 高額療養費	775,500
	3. 出産育児諸費	29,415
	4. 葬祭諸費	3,600
	5. 移送費	200
	6. 傷病手当諸費	500
3. 国民健康保険事業費納付金		1,969,567
	1. 医療給付費分	1,367,268
	2. 後期高齢者支援金等分	426,709
	3. 介護納付金分	175,590
7. 共同事業拠出金		5
	1. 共同事業拠出金	5
8. 保健事業費		98,862
	1. 特定健康診査等事業費	70,046
	2. 保健事業費	28,816
9. 基金積立金		110
	1. 基金積立金	110
10. 公債費		82
	1. 公債費	82
11. 諸支出		11,942

金	1. 償還金及び還付加算金	11,500
	2. 繰出金	200
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	242
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		7,907,000

令和4年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

令和4年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。
 (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		94,980
	1. 外来収入	89,680
	2. その他検査等収入	5,300
	分院外来収入	0
2. 使用料及び手数料		11,932
	1. 使用料	216
	2. 手数料	11,716
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		6,967

	1. 基金繰入金	6,540
	2. 特別会計繰入金	200
	3. 一般会計繰入金	227
6. 諸収入		20
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	19
国庫支出金		0
	国庫補助金	0
歳入合計		113,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		56,568
	1. 施設管理費	56,329
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		56,825
	1. 医業費	56,825
3. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
4. 公債費		6
	1. 公債費	6
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出		113,900

合 計		
--------	--	--

令和4年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

令和4年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、370,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		19,498
	1. 使用料	19,498
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳入合計		19,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		18,049
	1. 駐車場費	18,049
2. 公債費		1,351
	1. 公債費	1,351
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		19,500

令和4年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

令和4年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,081,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,315,127
	1. 介護保険料	1,315,127
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,630,258
	1. 国庫負担金	1,175,131
	2. 国庫補助金	455,127
4. 支払基金交付金		1,814,436
	1. 支払基金交付金	1,814,436
5. 県支出金		994,845
	1. 県負担金	941,851
	2. 県補助金	52,994
6. 財産収入		75
	1. 財産運用収入	75
7. 繰入金		1,260,953

	1. 一般会計繰入金	1,128,703
	2. 基金繰入金	132,250
9. 諸収入		66,194
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	6
	3. 雑入	66,178
歳入合計		7,081,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		132,298
	1. 総務管理費	89,443
	2. 徴収費	4,299
	3. 介護認定審査会費	38,242
	4. 介護保険運営協議会費	314
2. 保険給付費		6,513,794
	1. 給付諸費	6,513,794
3. 地域支援事業費		383,161
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	232,765
	2. 包括的支援事業・任意事業費	150,396
4. 介護サービス事業費		41,597
	1. 居宅介護支援事業費	41,597
5. 基金積立		8,494

金	1. 基金積立金	8,494
6. 公債費		200
	1. 公債費	200
7. 諸支出金		2,356
	1. 償還金及び還付加算金	2,356
歳出合計		7,081,900

令和4年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和4年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,134,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		783,300
	1. 後期高齢者医療保険料	783,300
2. 使用料及び手数料		40
	2. 手数料	40
3. 繰入金		322,925
	1. 一般会計繰入金	322,925
5. 諸収入		28,635
	1. 市預金利子	34

	2. 雑入	28,351
	3. 延滞金加算金 及び過料	250
歳入 合計		1,134,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		50,064
	1. 総務管理費	46,954
	2. 徴収費	3,110
2. 後期 高齢者 医療広 域連合 負担金		1,061,057
	1. 後期高齢者 医療広域連合 負担金	1,061,057
3. 保健事業 費		21,070
	1. 保健事業費	21,070
4. 公債費		109
	1. 公債費	109
5. 諸支出金		2,500
	1. 償還金及び還付 加算金	2,500
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出 合計		1,134,900

令和4年度大和高田市休日診療所特別会計予算

令和4年度大和高田市の休日診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		18,082
	1. 外来収入	18,081
	2. その他検査等収入	1
2. 分担金及び負担金		27,228
	2. 負担金	27,228
3. 使用料及び手数料		139
	1. 使用料	1
	2. 手数料	138
5. 繰入金		24,429
	1. 一般会計繰入金	24,429
6. 諸収入		1
	1. 市預金利子	1
	雑入	0

8. 国庫支出金		321
	1. 国庫補助金	321
市債		0
	市債	0
歳入合計		70,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		65,429
	1. 施設管理費	65,429
2. 医業費		2,777
	1. 医業費	2,777
4. 公債費		137
	1. 公債費	137
5. 諸支出金		1,357
	1. 繰出金	1,357
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		70,200

令和4年度大和高田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量 6,800,000m³

(うち県営水道からの受水量)	6,800,000m ³
(2) 一日平均配水量	18,630m ³
(3) 平均給水件数	31,146件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水給水設備改良費	8,470千円
ロ. 配水管布設、布設替及び移設工事	327,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業	収益	1,827,603千円
第1項	営業	収益	1,722,068千円
第2項	営業外	収益	105,460千円
第3項	特別	利益	75千円

支 出

第1款	水道事業	費用	1,677,083千円
第1項	営業	費用	1,616,049千円
第2項	営業外	費用	58,034千円
第3項	特別	損失	1,000千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額318,832千円は過年度分損益勘定留保資金 104,467千円、当年度分損益勘定留保資金 214,365千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的	収入	204,500千円
第1項	企業	債	60,000千円
第3項	負担	金	144,500千円

支 出

第1款	資本的	支出	523,332千円
第1項	建設	改良費	398,939千円
第2項	企業	債償還金	122,393千円
第6項	予備	費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎清掃委託	令和5年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業債	60,000千円	証書借入	3.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 125,983千円
- (2) 交 際 費 20千円

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,488千円と定める。

令和4年度大和高田市下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和4年度大和高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 水洗化戸数 13,600戸
- (2) 年間総排水量 2,824,804 m³
- (3) 主要な建設改良事業 管路建設費等 1,198,361千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 収益的収入

第1款 下水道事業収益	1,432,932 千円
第1項 営業収益	397,832 千円
第2項 営業外収益	1,035,100 千円

(2) 収益的支出

第1款 下水道事業費用	1,306,315 千円
第1項 営業費用	1,132,331 千円
第2項 営業外費用	173,534 千円
第3項 特別損失	250 千円
第4項 予備費	200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 447,648 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 83,926 千円、当年度損益勘定留保資金 214,008 千円、利益剰余金予定処分額 149,714 千円で補てんするものとする）。

(1) 資本的収入

第1款 資本的収入	1,731,220 千円
第1項 企業債	1,147,920 千円
第4項 他会計補助金	317,000 千円
第6項 国庫補助金	261,500 千円
第7項 県補助金	4,800 千円

(2) 資本的支出

第1款 資本的支出	2,178,868 千円
第1項 建設改良費	1,198,361 千円
第3項 企業債償還金	980,307 千円
第7項 予備費	200 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	920,000 千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他については、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換え

資本費平準化債	227,920 千円			ることができる。
計	1,147,920 千円			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）収益的支出における各項間の流用

（2）資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 69,317千円

（他会計からの補助金）

第9条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は670,000千円である。

令和4年度大和高田市病院事業会計予算

（総 則）

第 1 条 令和4年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病 床 数				320 床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	95,776 人	外来患者数	187,110 人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	262 人	外来患者数	770 人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	1,000 千円
			固定資産購入費	283,286 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 病 院 事 業 収 益		8,411,309 千円
第 1 項 医 業 収 益		8,006,144 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		400,163 千円
第 3 項 特 別 利 益		5,002 千円

支 出		
第 1 款 病 院 事 業 費 用		8,407,742 千円
第 1 項 医 業 費 用		8,156,882 千円
第 2 項 医 業 外 費 用		242,558 千円
第 3 項 特 別 損 失		7,302 千円
第 4 項 予 備 費		1,000 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 388,641千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,844千円、過年度分損益勘定留保資金 169,341千円、当年度分損益勘定留保資金193,456千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款 資 本 的 収 入		462,003 千円
第 1 項 企 業 債		280,000 千円
第 2 項 補 助 金		1 千円
第 3 項 負 担 金		182,000 千円
第 4 項 固 定 資 産 売 却 代		1 千円
第 5 項 寄 附 金		1 千円

支 出

第1款 資本的支出	850,644千円
第1項 建設改良費	284,288千円
第2項 企業債償還金	565,856千円
第3項 予備費	500千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
カルミック各種機器借上料	令和5年度から 令和6年度まで	7,906千円 <small>に消費税及び地方消費税を加算した額</small>
カルミック各種機器借上料 (看護専門学校)	令和5年度から 令和6年度まで	846千円 <small>に消費税及び地方消費税を加算した額</small>
駐車場用地借上料 (礪野北町132番3)	令和5年度から 令和6年度まで	11,443千円
駐車場用地借上料 (礪野北町132番1)	令和5年度から 令和6年度まで	11,443千円
駐車場用地借上料 (礪野北町15番1)	令和5年度から 令和6年度まで	4,001千円
駐車場用地借上料 (礪野北町16番1)	令和5年度から 令和6年度まで	6,343千円
駐車場用地借上料 (礪野北町16番2)	令和5年度から 令和6年度まで	6,478千円
医師住宅進入路敷地借上料	令和5年度から 令和6年度まで	638千円
電話交換業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	19,584千円 <small>に消費税及び地方消費税を加算した額</small>
医療機器各種保守業務委託	令和5年度	1,227千円 <small>に消費税及び地方消費税を加算した額</small>
医療機器各種保守業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	227,206千円 <small>に消費税及び地方消費税を加算した額</small>

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	280,000千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は3,000,000千円に定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|----|-------|-------------|
| 1. | 職員給与費 | 4,796,465千円 |
| 2. | 交際費 | 400千円 |

（他会計からの補助金）

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は584,843千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,002,028千円と定める。

令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度大和高田市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,541,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,528,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計

11. 地方交付税		7,870,000	232,789	8,102,789
	1. 地方交付税	7,870,000	232,789	8,102,789
15. 国庫支出金		7,645,454	210,069	7,855,523
	1. 国庫負担金	4,391,969	△8,860	4,383,109
	2. 国庫補助金	3,234,744	218,929	3,453,673
16. 県支出金		1,864,522	31,194	1,895,716
	1. 県負担金	1,340,406	28,177	1,368,583
	2. 県補助金	398,984	3,017	402,001
18. 寄附金		73,865	182,900	256,765
	1. 寄附金	73,865	182,900	256,765
19. 繰入金		1,137,882	849,164	1,987,046
	1. 基金繰入金	1,124,267	849,164	1,973,431
21. 諸収入		217,129	495,784	712,913
	4. 雑入	200,529	495,784	696,313
22. 市債		2,086,000	△460,200	1,625,800
	1. 市債	2,086,000	△460,200	1,625,800
補正されなかった科目に係る額		9,091,548	0	9,091,548
歳入合計		29,986,400	1,541,700	31,528,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		296,636	△330	296,306

	1. 議会費	296,636	△330	296,306
2. 総務費		3,393,164	1,261,443	4,654,607
	1. 総務管理費	2,877,004	1,256,908	4,133,912
	3. 戸籍住民基本台帳費	127,806	4,535	132,341
3. 民生費		14,472,297	202,169	14,674,466
	1. 社会福祉費	7,205,462	56,501	7,261,963
	2. 児童福祉費	4,456,323	7,881	4,464,204
	3. 生活保護費	2,810,208	137,787	2,947,995
4. 衛生費		4,263,466	118,169	4,381,635
	1. 保健衛生費	2,214,844	120,190	2,335,034
	2. 清掃費	2,048,622	△2,021	2,046,601
6. 農林水産業費		116,052	23,860	139,912
	1. 農業費	116,052	23,860	139,912
8. 土木費		1,617,275	△79,844	1,537,431
	1. 土木管理費	99,452	△7,790	91,662
	2. 道路橋りょう費	304,003	△9,171	294,832
	3. 河川費	2,600	△1,000	1,600
	4. 都市計画費	1,041,750	△61,883	979,867
10. 教育費		2,424,229	16,233	2,440,462
	2. 小学校費	281,668	9,000	290,668
	3. 中学校費	188,848	4,500	193,348
	4. 高等学校費	420,668	2,250	422,918

	5. 幼稚園費	304,892	483	305,375
	補正されなかった科目に係る額	3,403,281	0	3,403,281
	歳 出 合 計	29,986,400	1,541,700	31,528,100

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
4 衛生費	2 清掃費	ごみ中継施設建設事業	2,338,941	令和2年度	0	2,358,849	令和2年度	0
				令和3年度	233,894		令和3年度	233,894
				令和4年度	865,408		令和4年度	167,760
				令和5年度	1,239,639		令和5年度	1,957,195

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	南都銀行旧高田本町支店建物等補償調査業務	10,021
		交通安全対策事業	58,000
	戸籍住民基本台帳費	マイナンバー関係システム改修業務	4,535
衛生費	清掃費	2tダンプ車購入に係る経費	6,102
農林水産業費	農業費	農業委員会関係情報収集等業務効率化支援事業	160
		防災重点ため池耐震診断業務	23,700
土木費	都市計画費	都市計画マスタープラン策定業務	5,649
		大和高田当麻線街路事業	20,000
		総合公園基本計画見直し業務	10,000
教育費	小学校費	学校等における感染症対策等支援事業	9,000
	中学校費	学校等における感染症対策等支援事業	4,500
	高等学校費	学校等における感染症対策等支援事業	2,250

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 28,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	％ 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	28,000			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般廃棄物処理事業 (ごみ処理施設)	千円 225,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 162,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
道路新設改良事業	37,300	〃	〃	〃	42,700	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	23,200	〃	〃	〃	20,000	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	24,000	〃	〃	〃	23,600	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	30,900	〃	〃	〃	5,500	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,019,000	〃	〃	〃	616,800	〃	〃	〃

令和3年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ7,991,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,230,400	△5,873	1,224,527
	1. 国民健康保険税	1,230,400	△5,873	1,224,527
3. 国庫支出金		0	3,697	3,697
	2. 国庫補助金	0	3,697	3,697
6. 県支出金		5,964,988	△1,851	5,963,137
	3. 県負担金・補助金	5,964,988	△1,851	5,963,137
9. 繰入金		562,883	37,251	600,134
	1. 一般会計繰入金	562,882	37,251	600,133
10. 繰越金		175,199	3,374	178,573
	1. 繰越金	175,199	3,374	178,573
補正されなかった科目に係る額		21,226	0	21,226
歳入合計		7,954,696	36,598	7,991,294

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,608,651	△12,600	5,596,051
	3. 出産育児諸費	29,415	△12,600	16,815
3. 国民健康		1,974,829	45,824	2,020,653

保険事業費 納付金	1. 医療給付 費分	1,326,138	45,354	1,371,492
	2. 後期高齢 者支援金等 分	464,088	470	464,558
8. 保健事業 費		88,401	3,374	91,775
	2. 保健事業 費	16,929	3,374	20,303
補正されなかった科目 に係る額		282,815	0	282,815
歳 出 合 計		7,954,696	36,598	7,991,294

令和3年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ810千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,843,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		1,314,494	△14,777	1,299,717
	1. 介護保 険料	1,314,494	△14,777	1,299,717
3. 国庫支出 金		1,530,003	14,777	1,544,780
	2. 国庫補 助金	408,448	14,777	423,225
7. 繰入金		1,201,345	△1,325	1,200,020
	1. 一般会 計繰入金	1,109,305	△1,325	1,107,980
9. 諸収入		60,849	515	61,364
	3. 雑入	60,779	515	61,294
補正されなかった科目 に係る額		2,737,807	0	2,737,807

歳入合計	6,844,498	△810	6,843,688
------	-----------	------	-----------

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		142,667	△1,325	141,342
	1. 総務管理費	102,254	△1,325	100,929
2. 保険給付費		6,235,180	0	6,235,180
	1. 給付諸費	6,235,180	0	6,235,180
4. 介護サービス事業費		38,994	515	39,509
	1. 居宅介護支援事業費	38,994	515	39,509
補正されなかった科目に係る額		427,657	0	427,657
歳出合計		6,844,498	△810	6,843,688

令和3年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算(第3号)

令和3年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		34,851	△16,125	18,726
	1. 外来収入	34,850	△16,125	18,725
2. 分担金及び		16,342	14,856	31,198

負担金	2. 負担金	16,342	14,856	31,198
5. 繰入金		27,743	4,369	32,112
	1. 一般会計繰入金	27,743	4,369	32,112
7. 市債		11,400	△1,100	10,300
	1. 市債	11,400	△1,100	10,300
補正されなかった科目に係る額		1,435	0	1,435
歳入合計		91,771	2,000	93,771

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		65,384	5,759	71,143
	1. 施設管理費	65,384	5,759	71,143
2. 医業費		5,717	△3,759	1,958
	1. 医業費	5,717	△3,759	1,958
5. 諸支出金		13,615	0	13,615
	1. 繰出金	13,615	0	13,615
補正されなかった科目に係る額		7,055	0	7,055
歳出合計		91,771	2,000	93,771

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
休日診療所整備事業	千円 11,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 10,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和3年度大和高田市病院事業会計補正予算(第5号)

第1条 令和3年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病 院 事 業 収 益	8,251,677千円	551,210千円	8,802,887千円
第1項	医 業 収 益	6,963,296千円	533,361千円	7,496,657千円
第2項	医 業 外 収 益	1,283,379千円	17,849千円	1,301,228千円
支 出				
第1款	病 院 事 業 費 用	8,251,486千円	70,759千円	8,322,245千円
第1項	医 業 費 用	8,016,224千円	64,603千円	8,080,827千円
第2項	医 業 外 費 用	221,460千円	3,669千円	225,129千円
第3項	特 別 損 失	12,802千円	2,487千円	15,289千円

第3条 予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額335,631千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,386千円、過年度分損益勘定留保資金34,079千円、当年度分損益勘定留保資金256,166千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資 本 的 収 入	697,753千円	△564千円	697,189千円
第3項	負 担 金	203,160千円	△564千円	202,596千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1.	職 員 給 与 費	4,629,632千円	40,759千円	4,670,391千円

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「543,160千円」を「582,960千円」に改める。

第6条 予算第11条に定めた棚卸資産の購入限度額「991,220千円」を「995,620千円」に改める。

告示第32号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和4年3月11日
2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場に掲示済み)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第34号

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱(平成6年告示第28号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「補助対象事業」を「補助対象事業等」に改め、同条第1項を次のように改める。

補助対象事業は、別表に掲げるとおりとする。ただし、第1条の規定による目的に照らして著しく不適当と市長が認める事業については、この限りでない。

第3条に次の2項を加える。

- 3 補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。
- 4 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助対象事業について他の補助金等の交付を受ける場合の補助金の額は、別表に掲げる額に当該他の補助金等の額を減じて得た額とする。

第4条を削る。

第5条中「事業着手予定の前年度の11月15日」を「事業着手予定日の属する年度の前年度の10月1日」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) アーケード、街路灯、カラー舗装、アーチ、共同掲示板、共同看板、共同駐車場その他の共同施設を設置する事業の場合は、設計図

第5条を第4条とする。

第6条第4号を次のように改める。

- (4) 定款、規約等団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類（団体が法人であるときは、登記事項証明書を含む。）

第6条を第5条とする。

第7条中「申請書」の次に「（様式第2号）」を加え、「様式第3号」を「補助金規則様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「の承認」を削り、同条中「あらかじめ市長の承認を受けなければならない」を「あらかじめ補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（補助金規則様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「補助金の請求」を「実績報告」に改め、同条中「補助金交付請求書（様式第4号）」を「補助事業実績報告書（補助金規則様式第7号）」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 補助事業実績調書（補助金規則様式第8号）
- (2) 収支決算書（補助金規則様式第9号）
- (3) 支出報告書（補助金規則様式第10号）
- (4) 補助事業にかかる経費の支払を証する書類
- (5) アーケード、街路灯、カラー舗装、アーチ、共同掲示板、共同看板、共同駐車場その他の共同施設を設置する事業にあつては、工事完了届（様式第3号）
- (6) 補助事業を実施したことを証する写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による補助事業の実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（補助金規則様式第11号）により、補助事業団体に通知するものとする。

第10条を次のように改める。

（取消し等）

第10条 市長は、第3条に規定する要件に該当しないこと又は虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった者に対して、その補助金交付の決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表

補助事業		補助対象経費	補助金の額
商店街等共同施設整備事業	(1) アーケード、街路灯、カラー舗装、アーチ、共同掲示板、共同看板、共同駐車場その他の共同施設を設置する事業	施設の設置に係る工事費	事業に要する経費が5,000万円以下の場合を対象事業費の5分の1以内とし、事業に要する経費が5,000万
		建物、施設、施設案内等の固定的施設の購入費又は設置費	事業に要する経費が5,000万

		工事实施に係る設計、施工監理等を委託する経費	円を超える場合は対象事業費の100分の15以内とする。ただし、限度額は2,000万円とする。
		レイアウト、デザイン等を委託する経費	
	(2) アーケード、街路灯、カラー舗装、アーチ、共同掲示板、共同看板、共同駐車場その他の共同施設の小修理	施設の小修理に要する経費	対象事業費の5分の1以内とする。ただし、限度額は150万円とする。
(3) 共同駐車場又は駐輪場の運営	駐車場又は駐輪場用地借上げのための土地賃借料		
にぎわい創出促進事業	(1) 市又は大和高田商工会議所が共催し、又は後援する地域産品展示会及び特別活動	当該事業に要する経費	
	(2) 商店街利用客確保や販売力向上等地域商工業の抱える課題の解決を図るため、自主的、かつ、主体的に取り組むイベント等のソフト事業		

様式を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名

事業計画書

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、事業計画を提出します。

記

- 1 事業計画の概要（目的等）
- 2 施設の名称
- 3 施設の概要
- 4 施設設置後の管理運営の方法
- 5 収支計画書（別添）
- 6 見積書（別添）
- 7 設計図（別添。共同施設設置事業の場合のみ）
- 8 その他市長が必要と認める書類

()

()
()

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名

補助金交付申請書

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の概要
- 2 交付申請額
- 3 事業着手年月日
- 4 事業完了予定日
- 5 関係書類
 - (1) 補助事業実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 申請団体の構成員名簿
 - (4) 定款、規約等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
 - ()
 - ()
 - ()

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名

工事完了届

年 月 日付けで認定を受けた補助事業が完了いたしましたので、大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 事業の着手及び完了年月日
- 3 事業内容
- 4 事業費

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

告示第35号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように告示する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

特定生産緑地の指定

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定基準日
1	大和高田市旭北町地内	948 m ²	令和4年12月25日
2	大和高田市大字有井地内	12,907 m ²	
3	大和高田市大字池田地内	3,480 m ²	
4	大和高田市礪野町地内	771 m ²	
5	大和高田市大字市場地内	7,731 m ²	
6	大和高田市今里町地内	3,981 m ²	
7	大和高田市大字大中地内	3,910 m ²	
8	大和高田市春日町二丁目地内	946 m ²	
9	大和高田市甘田町地内	2,585 m ²	
10	大和高田市東雲町地内	7,450 m ²	
11	大和高田市大字曾大根地内	1,041 m ²	
12	大和高田市曾大根二丁目地内	5,747 m ²	
13	大和高田市田井新町地内	2,202 m ²	
14	大和高田市大字築山地内	1,866 m ²	
15	大和高田市大字土庫地内	1,734 m ²	
16	大和高田市土庫二丁目地内	2,183 m ²	
17	大和高田市土庫三丁目地内	1,126 m ²	
18	大和高田市中今里町地内	1,982 m ²	
19	大和高田市中三倉堂一丁目地内	1,262 m ²	
20	大和高田市中三倉堂二丁目地内	5,305 m ²	
21	大和高田市南陽町地内	4,215 m ²	
22	大和高田市西三倉堂二丁目地内	792 m ²	
番号	位置	特定生産緑地の面積	指定基準日
23	大和高田市大字野口地内	570 m ²	令和4年12月25日
24	大和高田市東中一丁目地内	1,234 m ²	
25	大和高田市東中二丁目地内	4,487 m ²	
26	大和高田市南今里町地内	1,416 m ²	

区域は指定図表示のとおり

告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
2. 都市計画を定める土地の区域
大和都市計画（大和高田市）市街化区域内
3. 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1574	高574号線	大字築山105番10先	
		大字築山106番8先	
1575	高575号線	曾大根1丁目12番11先	
		曾大根1丁目12番9先	
1576	高576号線	大字田井22番5先	
		大字田井22番9先	
1577	高577号線	大字中今里町84番8先	
		大字中今里町84番1先	
1578	高578号線	大字有井161番1先	
		大字有井162番10先	
1579	高579号線	日之出東本町1382番18先	
		日之出東本町1382番22先	
1580	高580号線	大字曾大根248番5先	
		大字曾大根258番12先	
3190	陵190号線	大字野口599番11先	
		大字野口599番8先	
4141	天141号線	大字西坊城236番4先	
		大字西坊城236番10先	
4142	天142号線	大字出116番3先	

		大字出117番15先	
4143	天143号線	大字出117番15先 大字出117番8先	
4144	天144号線	大字奥田16番9先 大字奥田16番15先	
4145	天145号線	大字奥田16番11先 大字奥田16番13先	
4146	天146号線	大字奥田36番5先 大字奥田36番4先	
4147	天147号線	大字奥田29番18先 大字奥田1番1先	
4148	天148号線	大字奥田11番3先 大字奥田11番13先	

告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
高574号線	大字築山105番10先から 大字築山106番8先まで	6.0～8.0	54.0	
高575号線	曾大根1丁目12番11先から 曾大根1丁目12番9先まで	6.0～8.0	18.6	
高576号線	大字田井22番5先から 大字田井22番9先まで	6.0～8.0	65.3	
高577号線	大字中今里町84番8先から 大字中今里町84番1先まで	6.0～6.0	74.0	
高578号線	大字有井161番1先から 大字有井162番10先まで	4.2～8.0	88.0	
高579号線	日之出東本町1382番18先から 日之出東本町1382番22先まで	4.0～6.0	112.0	

高580号線	大字曾大根248番5先から 大字曾大根258番12先まで	6.0~8.0	87.0	
陵190号線	大字野口599番11先から 大字野口599番8先まで	6.0~8.0	39.3	
天141号線	大字西坊城236番4先から 大字西坊城236番10先まで	6.0~6.0	105.0	
天142号線	大字出116番3先から 大字出117番15先まで	6.2~6.2	43.6	
天143号線	大字出117番15先から 大字出117番8先まで	6.0~8.0	60.0	
天144号線	大字奥田16番9先から 大字奥田16番15先まで	6.0~8.0	18.3	
天145号線	大字奥田16番11先から 大字奥田16番13先まで	6.0~8.0	18.3	
天146号線	大字奥田36番5先から 大字奥田36番4先まで	6.0~8.0	72.6	
天147号線	大字奥田29番18先から 大字奥田1番1先まで	3.1~6.0	215.0	
天148号線	大字奥田11番3先から 大字奥田11番13先まで	6.0~8.0	77.6	

3. 供用開始の期日 令和4年3月30日

告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、市道の路線を変更する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

路線番号	旧新別	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1554	旧	高554号線	大和高田市西三倉堂1丁目407番1先 大和高田市西三倉堂1丁目407番18先	
	新		大和高田市西三倉堂1丁目407番1先 大和高田市西三倉堂1丁目406番7先	

告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	変更の区間	変更前の幅員 (m)	変更前の延長 (m)
		変更後の幅員 (m)	変更後の延長 (m)
高554号線	大和高田市西三倉堂1丁目407番1から 大和高田市西三倉堂1丁目406番7まで	5.0~7.0	90.2
		6.0~8.0	182.8

告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高554号線	大和高田市西三倉堂1丁目407番1から 大和高田市西三倉堂1丁目406番7まで	令和4年3月30日

告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	区間	変更前後	幅員 (m)	延長 (m)	備考
高4号線	大字築山99番1から 大字築山105番13まで	前	3.9~5.3	28.5	面積増
		後	4.2~4.4	28.5	

高 5号線	大字築山708番から 大字築山105番11番まで	前	5.5~5.8	23.0	"
		後	6.8~6.9	23.0	
高 82号線	大字大中115番1から 大字大中111番1まで	前	4.0~4.1	60.0	"
		後	4.9~5.1	60.0	
高206号線	蔵之宮町233番から 蔵之宮町233番まで	前	4.1~4.4	100.0	"
		後	5.4~5.7	100.0	
高220号線	大字田井22番5から 大字田井23番1まで	前	4.1~4.3	17.0	"
		後	5.0~5.2	17.0	
高227号線	曾大根1丁目12番11から 曾大根1丁目12番6まで	前	5.8~5.9	48.0	"
		後	6.9~7.0	48.0	
高254号線	中今里町84番7から 中今里町84番8まで	前	3.1~3.7	27.3	"
		後	3.6~4.4	27.3	
高277号線	大字田井124番5から 大字田井124番1まで	前	4.1~5.4	35.4	"
		後	6.1~6.6	35.4	
天 4号線	大字出116番3から 大字出92番1まで	前	4.0~4.1	16.0	"
		後	6.0~6.0	16.0	
天 57号線	大字奥田16番12から 大字奥田16番8まで	前	6.0~6.2	69.7	面積増
		後	7.5~7.5	69.7	

3. 供用開始の期日 令和4年3月30日

告示第43号

令和3年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日
令和4年1月25日、令和4年2月16日
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 令和4年2月28日
変更後 令和4年4月28日
3. 送達を受けるべき者
別紙令和3年度公示送達者名簿のとおり

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、手数料の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者

氏 名	住 所
田中 千里	大和高田市大中南町5番12号

2 委託した事務の範囲

し尿くみ取り手数料集金事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

告示第45号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

(1) 施設の名称

大和高田市総合福祉会館

(2) 施設の所在地

大和高田市大字池田418番地1

2 指定管理者となる団体

(1) 団体の名称

社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

(2) 団体の所在地

大和高田市大字池田418番地1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合福祉会館条例（平成17年条例第36号）第17条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

告示第46号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市高田温泉さくら荘
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）第14条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

告示第47号

大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、特殊詐欺等防止対策機器の普及を図り、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、予算の範囲内で購入に要する費用の一部について大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特殊詐欺 刑法（明治40年法律第45号）第246条に規定する詐欺又は同法第246条の2に規定する電子計算機使用詐欺に当たる行為のうち、不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いることで、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により財物を交付させる行為をいう。

(2) 特殊詐欺等防止対策機器 自動応答録音装置その他の特殊詐欺等防止対策機能を有する電話機又は電話機に接続可能な機器

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者及びその者と同一の住所を有する者については、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する満65歳以上の者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺等

防止対策機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）の合計額とする。

2 補助の対象となる特殊詐欺等防止対策機器（以下「補助対象機器」という。）は、補助対象者が購入し、居住する住居に設置するものであって、1世帯につき1台に限るものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し
- （2） 予定される補助対象経費を確認できる書類
- （3） 市税納付状況及び暴力団にかかる同意書兼誓約書（様式第2号）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に必要な条件を付することができる。

（報告書の提出）

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象機器の設置の完了後速やかに特殊詐欺等防止対策機器設置実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 補助対象経費を支出したことを確認できる書類の写し
- （2） 補助対象機器の保証書の写し
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第9条 市長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金確定通知書（様式第5号）により当該実績報告を行った者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（譲渡等の禁止）

第11条 補助決定者は、この告示に基づく補助金の交付の対象となった特殊詐欺等防止対策機器を第三者に譲渡又は貸与してはならない。ただし、特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 第3条に規定する要件を満たさなくなった場合
- （2） 第7条の決定通知書の内容に違反した場合
- （3） 前条の規定に違反した場合
- （4） 補助対象機器の購入を中止又は取消した場合
- （5） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（調査への協力）

第14条 市長は、この告示に基づく補助金の交付の対象となった特殊詐欺等防止対策機器の使用状況について調査を行う必要があると認めた場合は、補助決定者に協力を求めることができる。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、令和4年4月1日以後に特殊詐欺等防止対策機器を購入した者について適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所 〒

ふりがな

氏 名

印

生年月日

（ 歳）

連絡先

特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書

大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金
予定される補助対象経費		円	
交付申請金額		円	
補助対象機器の設置予定年月日		年 月 日	
添付書類		1 補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し 2 予定される補助対象経費を確認できる書類 3 市税納付状況及び暴力団にかかる同意書兼誓約書（様式第2号） 4 その他市長が必要と認める書類	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者

住 所

氏 名

印

市税納付状況及び暴力団にかかる同意書兼誓約書

私は、大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金の交付に必要な範囲において下記の照会が行われる場合があることについて同意するとともに、市税を滞納する者及び大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないことについて誓約します。

記

- 市税の納付状況について、市税務課に対して行われる照会
- 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないことについて、奈良県警察高田警察署に対して行われる照会

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定の内容

交付 不交付

2 交付決定額

金 円

3 交付の条件（不交付決定の理由）

4 その他

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所 〒

氏 名 印

特殊詐欺等防止対策機器設置実績報告書

大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

決定年月日	年 月 日	記号番号	第 号
補助年度	年度	補助金の 名称	大和高田市特殊詐欺等防止対策機器 購入費補助金
補助対象機器の設置年月日		年 月 日	
補助金の交付決定金額		円	
補助対象経費精算額		円	
添 付 書 類		1 補助対象経費を支出したことを確認できる書類の写し 2 補助対象機器の保証書の写し 3 その他市長が必要と認める書類	

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金確定通知書

年 月 日付けで設置の報告を受けた補助対象機器について、下記のとおり補助金の交付を確定しましたので大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所 〒

氏 名

印

連絡先

特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付請求書

大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金交付請求額

金 円

2 補助金振込口座

金融機関	金融機関名					支店等				
	金融機関コード					支店コード				
フリガナ										
口座名義										
預金種別	普通 当 座	口座番号								

補助金の振込みを希望する口座の通帳の写しを添付してください。

告示第48号

大和高田市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者の自動車等の運転による交通事故を未然に防止するため、市内に居住する高齢者に運転免許証の自主返納を促すことを目的とする大和高田市高齢者運転免許証自主返納促進事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第2項の規定により、公安委員会から運転免許の取消しを受け、法第107条第1項第1号の規定により公安委員会に当該運転免許に係る運転免許証を返納することをいう。
- (3) 無記名式ICカード乗車券 西日本旅客鉄道株式会社の定めるICカード乗車券取扱約款及びICOCA電子マネー取扱約款の規定によるICカード(ICOCA)であつて、その券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供するものをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、過去にこの告示に基づく補助を受けた者は、この限りでない。

- (1) 自主返納の日及び第5条の申請の日に、本市に住所を有する満65歳以上の者
- (2) 当該自主返納を行った際、法第104条の4第1項の申出を行っていない者
- (3) 市税を滞納していない者

(事業の内容)

第4条 市長は、対象者に対し、5,000円(預り金を含む。)相当の無記名式ICカード乗車券を交付する。

(申請)

第5条 前条の規定による交付を受けようとする対象者は、官公署が当該対象者に対して発行した身分証明書(顔写真付きのもの)を提示し、高齢者運転免許証自主返納促進事業申請書(様式第1号)を提出するものとする。この場合において、当該申請者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の9第4項に規定する通知書の写し
- (2) 市税納付状況確認の同意書(様式第2号)

(決定及び交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、高齢者運転免許証自主返納促進事業決定通知書(様式第3号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による決定を受けた対象者は、市長に同項の通知書を提示することにより無記名式ICカード乗車券の交付を受けるものとする。

4 前項の交付を受けた対象者は、市長に受領書(様式第4号)を提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定による決定を受けた対象者が次の各号いずれかに該当する場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこの告示の目的に照らして著しく不相当と市長が認める場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、前条の規定により交付した無記名式ICカード乗車券及び既に当該無記名式ICカード乗車券を使用しているときは、その使用した額の返還を求めることができる。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、令和4年4月1日以後に自主返納をした者について適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

高齢者運転免許証自主返納促進事業申請書

大和高田市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり無記名式ICカード乗車券の交付を申請します。

記

申請者	住所	〒 ー 大和高田市
	ふりがな	
	氏名	印
	生年月日	年 月 日 生（ 歳）
	電話番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 申請による運転免許の取消通知書の写し （運転免許の取消日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 市税納付状況確認の同意書 <input type="checkbox"/> 身分証明書の写し（ ）	
その他	○代理申請場合、氏名、連絡先	

*申請は、1人につき1回限りです。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者

氏 名

印

市税納付状況確認の同意書

私は、大和高田市高齢者運転免許証自主返納促進事業に係る申請に当たり、私の市税の納付状況について、審査のために必要な限度において、調査される場合があることに同意します。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

高齢者運転免許証自主返納促進事業決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、高齢者運転免許証自主返納促進事業について、下記のとおり決定しましたので大和高田市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 決定の内容

交付 不交付

2 交付の条件(不交付決定の理由)

3 その他

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

受領者 住所 大和高田市

氏名 印

受 領 書

私は、大和高田市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱第6条の決定を受け、下記のものを受領しました。

無記名式ICカード乗車券

カード番号				
-------	--	--	--	--

告示第50号

歳入の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び第158条の2第6項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項並びに子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令213号）附則第8条第1項の規定により告示する。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託事務の範囲

市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料、し尿汲み取り手数料及び学校給食費

2 受託する者の名称及び所在地

株式会社南都銀行	奈良県奈良市橋本町16番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
国分グローサースチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー13F
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー22階

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、収納事務を委託したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17条の3の規定により告示する。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天 クリームゾンハウス
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 委託した収納事務

ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受託者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
南都ディーシーカード株式会社	奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-2-3

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス

- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入の種類
ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者に歳入を代理納付させる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

告示第53号

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱（平成25年告示第87号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「1億5千万円（法人にあつては5億円）」を「3億円（法人にあつては10億円）」に改め、同号イを次のように改める。

イ 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第3の4の（1）のイに規定する場合

第7条第2項第2号中「第65号」の次に「。以下「基盤強化法」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

8 大和高田市以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、奈良県知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第5の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

告示第54号

大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年12月28日告示第145号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問型サービスA（緩和型）事業

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条—第6条）

第3節 設備に関する基準(第7条)

第4節 運営に関する基準(第8条—第41条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第42条—第44条)

第3章 通所型サービスA(緩和型)事業

第1節 基本方針(第45条)

第2節 人員に関する基準(第46条—第47条)

第3節 設備に関する基準(第48条)

第4節 運営に関する基準(第49条—第80条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第81条—第84条)

第4章 各サービスに要する額の算定に用いる単位(第85条)

第5章 第1号事業支給費(第86条—第87条)

第6章 雑則(第88条)

第7章 補則(第89条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)のうち、同号イ及びロに掲げる訪問型・通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問型サービスA(緩和型)事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第5条による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。次号及び第5条において「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する事業の実施基準を緩和した事業をいう。

(2) 通所型サービスA(緩和型)事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち医療介護総合確保推進法第5条による旧法第8条の2第7項に規定する事業の実施基準を緩和した事業をいう。

(3) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(事業の一般原則)

第3条 訪問型サービスA(緩和型)事業を行う者(以下「訪問型サービスA(緩和型)事業者」という。)及び通所型サービスA(緩和型)事業を行う者(以下「通所型サービスA(緩和型)事業者」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者及び通所型サービスA(緩和型)事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 訪問型サービスA(緩和型)事業者及び通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施す

る等の措置を講じなければならない。

- 4 訪問型サービスA(緩和型)事業者及び通所型サービスA(緩和型)事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 訪問型サービスA(緩和型)事業

第1節 基本方針

(基本方針)

- 第4条 訪問型サービスA(緩和型)事業は、利用者が可能な限り当該利用者の居宅において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第5条 訪問型サービスA(緩和型)事業者が当該事業を行う事業所(以下「訪問型サービスA(緩和型)事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。ただし、生活援助型のみを行う訪問型サービスA(緩和型)事業者が訪問型サービスA(緩和型)事業を行う訪問型サービスA(緩和型)事業所ごとに置くべき訪問介護員等については、訪問介護員3級課程修了者を含むものとする。

- 2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA(緩和型)事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サービスA(緩和型)事業及び指定訪問介護の利用者。この条において同じ。)の数が50又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、訪問型サービスA(緩和型)事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

- 5 訪問型サービスA(緩和型)事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA(緩和型)事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日号外厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項から第4項まで又は介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日号外厚生労働省令第35号。)第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第6条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA(緩和型)事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設

等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品)

第7条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者が指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスA(緩和型)事業と指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(訪問型サービスA(緩和型)事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(この条において「電磁的方法」という。)であって次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、訪問型サービスA(緩和型)事業者は、利用申込者に対し当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問型サービスA(緩和型)事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に供えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービスA(緩和型)事業者の使用に係る電子計算機に供えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては訪問型サービスA(緩和型)事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問型サービスA(緩和型)事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供

しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービスA(緩和型)事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問型サービスA(緩和型)事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、正当な理由なく訪問型サービスA(緩和型)事業の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、当該訪問型サービスA(緩和型)事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスA(緩和型)事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の訪問型サービスA(緩和型)事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者の該当の有無を確かめるものとする。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービスA(緩和型)事業を提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者に該当することの認定(以下「要支援認定等」という。)を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント(以下「介護予防支援等」という。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防ケアプラン等の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防ケアプラン等に沿ったサービスの提供)

第16条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該介護予防ケアプラン等に沿った訪問型サービスA(緩和型)事業を提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第17条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、利用者が介護予防ケアプラン等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業を提供した際には、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供日及び内容、訪問型サービスA(緩和型)について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払いを受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防ケアプラン等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問型サービスA(緩和型)事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスA(緩和型)事業に係る第1号事業支給費の基準額から訪問型サービスA(緩和型)事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスA(緩和型)事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と訪問型サービスA(緩和型)事業に係る第1号事業支給費の基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通

常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスA(緩和型)事業を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスA(緩和型)事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスA(緩和型)事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第22条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスA(緩和型)事業の提供をさせてはならない。

(利用者に関する本市への通知)

第23条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスA(緩和型)事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に訪問型サービスA(緩和型)事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 訪問型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、当該訪問型サービスA(緩和型)事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、当該訪問型サービスA(緩和型)事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問型サービスA(緩和型)事業の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 地域包括支援センター、介護予防支援事業者等に対し、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスA(緩和型)事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスA(緩和型)事業を提供できるよう、訪問型サービスA(緩和型)事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって訪問型サービスA(緩和型)事業を提供しなければならない。
- 3 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、適切な訪問型サービスA(緩和型)事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスA(緩和型)事業の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問介護員等に対し、前項の規定に基づき策定した業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、当該訪問型サービスA(緩和型)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問型サービスA(緩和型)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問型サービスA(緩和型)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問型サービスA(緩和型)事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第31条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業所の見やすい場所に、第26条に規定する運営に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該訪問型サービスA(緩和型)事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(秘密保持等)

第32条 訪問型サービスA(緩和型)事業所の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、指定訪問型介護予防サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、介護予防ケアプラン等の作成又は変更之际、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等(介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅支援被保険者等をいう。)に対して、利用者に必要なサービス当該ケアプラン上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第35条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第36条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、提供した訪問型サービスA(緩和型)事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、提供した訪問型サービスA(緩和型)事業に関し、本市

が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第37条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービスA(緩和型)事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービスA(緩和型)事業の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、利用者に対する訪問型サービスA(緩和型)事業の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、利用者に対する訪問型サービスA(緩和型)事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第39条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問型サービスA(緩和型)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問型サービスA(緩和型)事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問型サービスA(緩和型)事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスA(緩和型)事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業は、利用者に対する訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービスA(緩和型)事業計画 当該計画の完了の日

(2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 当該サービスを提供した日

(3) 第23条に規定する本市への通知に係る記録 当該通知の日

- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録 当該サービスを提供した日
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 当該サービスを提供した日

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービスA(緩和型)事業の基本取扱方針)

第42条 訪問型サービスA(緩和型)事業は、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、自らその提供する訪問型サービスA(緩和型)事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスA(緩和型)事業の具体的取扱方針)

第43条 訪問介護員等の行う訪問型サービスA(緩和型)事業の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスA(緩和型)事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA(緩和型)事業計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービスA(緩和型)事業計画は、既に介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該介護予防ケアプラン等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービスA(緩和型)事業計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービスA(緩和型)事業計画を作成した際には、当該訪問型サービスA(緩和型)事業計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問型介護予防サービスの提供に当たっては、訪問型サービスA(緩和型)事業計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、訪問型サービスA(緩和型)事業計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該訪問型サービスA(緩和型)事業計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプラン等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービス

A(緩和型)事業計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該訪問型サービスA(緩和型)事業計画の実施状況の把握(この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプラン等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型介護予防サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA(緩和型)事業計画の変更について準用する。

(訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっての留意点)

第44条 訪問型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスA(緩和型)事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 通所型サービスA(緩和型)事業

第1節 基本方針

(基本方針)

第45条 通所型サービスA(緩和型)事業は、利用者が可能な限り当該利用者の居宅において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、機能訓練、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第46条 通所型サービスA(緩和型)事業が、通所型サービスA(緩和型)事業を行う事業所(以下「通所型サービスA(緩和型)事業所」という。)ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 通所型サービスA(緩和型)事業の提供日ごとに、当該事業を提供している時間帯に生活相談員(専ら通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を、当該事業を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 通所型サービスA(緩和型)事業の単位ごとに、専ら当該事業の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 通所型サービスA(緩和型)事業の単位ごとに、当該事業を提供している時間帯に介護職員(専ら通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を、当該事業を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第59条の3に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))、かつ、通所型サービスA(緩

和型)事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第93条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業又は通所型サービスA(緩和型)事業と指定地域密着型通所介護指定介護予防通所介護(指定地域密着型サービス基準第59条の3に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所型サービスA(緩和型)事業及び指定通所介護の利用者又は通所型サービスA(緩和型)事業及び指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が18人までの場合にあつては1以上、利用者の数が18人を超える場合にあつては18人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1人以上

- 2 通所型サービスA(緩和型)事業の利用定員(事業所において同時に当該事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、当該事業の単位ごとに、当該事業を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該事業の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員とする。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該事業に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスA(緩和型)事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所型サービスA(緩和型)事業の単位は、当該事業であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、通所型サービスA(緩和型)事業の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 通所型サービスA(緩和型)事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA(緩和型)事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスA(緩和型)事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は大和高田市地域密着型サービス基準第59条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 9 入浴サービス、個別機能訓練を提供する場合には、看護職員又は機能訓練指導員を配置しなければならない。

(管理者)

第47条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスA(緩和型)事業所の管理上支障がない場合は、通所型サービスA(緩和型)事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第48条 通所型サービスA(緩和型)事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスA(緩和型)事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 食堂及び機能訓練室
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該通所型サービスA(緩和型)事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスA(緩和型)事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(通所型サービスA(緩和型)事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービスA(緩和型)事業以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 通所型サービスA(緩和型)事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA(緩和型)事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は大和高田市指定地域密着型サービス基準第59条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第49条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第62条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所型サービスA(緩和型)事業の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該通所型サービスA(緩和型)事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 通所型サービスA(緩和型)事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に供えられたファイルに記録する方法

イ 通所型サービスA(緩和型)事業の使用に係る電子計算機に供えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、通所型サービスA(緩和型)事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を

作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定通所型介護予防サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 通所型サービスA(緩和型)事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち通所型サービスA(緩和型)事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た通所型サービスA(緩和型)事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第50条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、正当な理由なく通所型サービスA(緩和型)事業の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第51条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、当該通所型サービスA(緩和型)事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所型サービスA(緩和型)事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の通所型サービスA(緩和型)事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第52条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者の該当の有無を確かめるものとする。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所型サービスA(緩和型)事業を提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第53条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、介護予防支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第54条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第55条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第56条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防ケアプラン等の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防ケアプラン等に沿ったサービスの提供)

第57条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該介護予防ケアプラン等に沿った通所型サービスA(緩和型)事業を提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第58条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用者が介護予防ケアプラン等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第59条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業を提供した際には、当該通所型サービスA(緩和型)事業の提供日及び内容、当該通所型サービスA(緩和型)事業について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払いを受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防ケアプラン等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第60条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型サービスA(緩和型)事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスA(緩和型)事業に係る第1号事業支給費の基準額から当該指定通所型介護予防サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスA(緩和型)事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスA(緩和型)事業に係る第1号事業支給費の基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サービスA(緩和型)事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定通所介護等の例によるものとする。

5 通所型サービスA(緩和型)事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第61条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスA(緩和型)事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所型サービスA(緩和型)事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する本市への通知)

第62条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに通所型サービスA(緩和型)事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第63条 通所型サービスA(緩和型)事業の従業者は、現に通所型サービスA(緩和型)事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第64条 通所型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、通所型サービスA(緩和型)事業所の従業者の管理及び通所型サービスA(緩和型)事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 通所型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、当該通所型サービスA(緩和型)事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第65条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 通所型サービスA(緩和型)事業の利用定員

(5) 通所型サービスA(緩和型)事業の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第66条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用者に対し適切な指定通所型介護予防サービスを提供できるよう、通所型サービスA(緩和型)事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業所ごとに、当該通所型サービスA(緩和型)事業所の従業者によって指定通所型サービスA(緩和型)事業を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該通所型サービスA(緩和型)事業者は、全ての通所型サービスA(緩和型)事業の従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 通所型サービスA(緩和型)事業者は、適切な通所型サービスA(緩和型)事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービスA(緩和型)事業の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第67条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスA(緩和型)事業の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の従業者に対し、前項の規定に基づき策定した業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第68条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用定員を超えて通所型サービスA(緩和型)事業の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第69条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第70条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、当該通所型サービスA(緩和型)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所型サービスA(緩和型)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所型介護予防サービス事業の従業者に周知

徹底を図ること。

(2) 当該通所型サービスA(緩和型)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所型サービスA(緩和型)事業所において、通所型サービスA(緩和型)事業の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第71条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業所の見やすい場所に、第62条に規定する運営に関する規程の概要、通所型サービスA(緩和型)事業の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該通所型サービスA(緩和型)事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第72条 通所型サービスA(緩和型)事業所の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、当該通所型サービスA(緩和型)事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第73条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第74条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第75条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、提供した通所型サービスA(緩和型)事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、提供した通所型サービスA(緩和型)事業に関し、本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 通所型サービスA(緩和型)事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第76条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型サービスA(緩和型)事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービスA(緩和型)事業の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第77条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用者に対する通所型サービスA(緩和型)事業の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用者に対する通所型サービスA(緩和型)事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 通所型サービスA(緩和型)事業者は、第45条第4項の通所型サービスA(緩和型)事業以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第78条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所型サービスA(緩和型)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、通所型サービスA(緩和型)事業の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所型サービスA(緩和型)事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所型サービスA(緩和型)事業所において、通所型サービスA(緩和型)事業の従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第79条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業所ごとに経理を区分するとともに、通所型サービスA(緩和型)事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第80条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用者に対する通所型サービスA(緩和型)事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービスA(緩和型)事業計画 当該計画の完了の日

(2) 第56条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 当該サービスを提供した日

(3) 第59条に規定する本市への通知に係る記録 当該通知の日

(4) 第71条第2項に規定する苦情の内容等の記録 当該サービスを提供した日

(5) 第73条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 当該サービスを提供した日

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービスA(緩和型)事業の基本取扱方針)

第81条 通所型サービスA(緩和型)事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、自らその提供する指定通所型介護予防サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 通所型サービスA(緩和型)事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 通所型サービスA(緩和型)事業者は、通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サービスA(緩和型)事業の具体的取扱方針)

第82条 通所型サービスA(緩和型)事業の方針は、第42条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 通所型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型介護予防サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA(緩和型)事業計画を作成するものとする。

(3) 通所型サービスA(緩和型)事業計画は、既に介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該介護予防ケアプラン等の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 通所型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、通所型サービスA(緩和型)事業計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 通所型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、通所型サービスA(緩和型)事業計画を作成した際には、当該通所型サービスA(緩和型)事業計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、通所型サービスA(緩和型)事業計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 通所型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、通所型サービスA(緩和型)事業計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA(緩和型)事業計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービ

スの提供に係る介護予防ケアプラン等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービスA(緩和型)事業計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA(緩和型)事業計画の実施状況の把握(この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

(10) 指定通所型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプラン等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(11) 通所型サービスA(緩和型)事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA(緩和型)事業計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA(緩和型)事業計画の変更について準用する。

(通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっての留意点)

第83条 通所型サービスA(緩和型)事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 通所型サービスA(緩和型)事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスA(緩和型)事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 通所型サービスA(緩和型)事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 通所型サービスA(緩和型)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第84条 通所型サービスA(緩和型)事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 通所型サービスA(緩和型)事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 通所型サービスA(緩和型)事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 通所型サービスA(緩和型)事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 各サービスに要する費用の額の算定に用いる単位

(各サービスの単位等)

第85条 訪問型サービス(緩和型)事業及び通所型サービス(緩和型)事業に要する費用の額の算定に用いる単位は、別に定める。

2 各サービスに要する費用は、算定に用いる単位に地域区分の適用地域に基づいて定める単価を乗じて得たものとする。

第5章 第1号事業支給費

（第1号事業支給費の支給）

第86条 市長は、利用者が大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱（平成28年告示第144号）により指定した事業者（以下「指定事業者」という。）が実施する訪問型サービス（緩和型）事業及び通所型サービス（緩和型）事業を利用したときは、当該利用者が当該指定事業者に支払うべき当該事業等に要した費用として、第1号事業支給費を支給する。

- 2 前項の第1号事業支給費の額は、利用者に対し支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、100分の90（当該利用者の所得の額が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）（以下「法施行令」という。）第22条の2で定めるところにより算定した額以上である場合は、100分の80又は100分の70）に相当する額とする。

（高額第1号事業支給費）

第87条 市長は、利用者が受けた訪問型サービス（緩和型）事業等の利用者負担額が著しく高額であるときは、当該利用者に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用として、高額第1号事業支給費を支給する。

- 2 高額第1号事業支給費は、同一の世帯に属する要介護被保険者及び利用者が同一の月に受けた介護サービス、介護予防サービス及び指定第1号事業に係る利用者負担額の合計額（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額。以下「高額第1号事業利用者負担世帯合算額」という。）が、法施行令第29条の2の2第2項から第9項までの例による被保険者の区分に応じた額（以下「高額第1号事業算定基準額」という。）を超える場合に、当該月に指定第1号事業を受けた利用者へ支給するものとする。

- 3 高額第1号事業支給費の額は、高額第1号事業利用者負担世帯合算額から被保険者の区分に応じた高額第1号事業算定基準額を控除して得た額に第1号事業被保険者按分率（当該利用者が当該月に受けた指定第1号事業に係る利用者負担額（以下「指定第1号事業利用者負担額」という。）を同一の世帯における指定第1号事業利用者負担額の合計額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第88条 訪問型サービスA（緩和型）事業者及び通所型サービスA（緩和型）事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この告示の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 訪問型サービスA（緩和型）事業者及び通所型サービスA（緩和型）事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、この告示の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

第7章 補則

（補則）

第89条 この告示に定めるもののほか、訪問型サービスA（緩和型）事業、通所型サービスA（緩和型）事業の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間、この告示による改正後の第29条、第30条第3項、第39条、第66条第3項、第67条、第70条第2項及び第78条の規定の適用については、改正後の第29条第1項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第2項中「訪問型サービスA（緩和型）事業者は、訪問介護員等に対し、前項の規定に基づき策定した」とあるのは「前項の規定に基づき業務継続計画を策定したときは、訪問型サービスA（緩和型）事業者は、訪問介護員等に対し、」と、「周知する」とあるのは「周知するよう努める」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第3項中「訪問型サービスA（緩和型）事業者は」とあるのは「第1項の規定に基づき業務継続計画を策定したときは、訪問型サービスA（緩和型）事業者は」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、改正後の第30条第3項及び第39条中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、改正後の第66条第3項中「確保しなければならない」とあるのは「確保するよう努めなければならない」と、「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、改正後の第67条中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第2項中「通所型サービスA（緩和型）事業者は、通所型サービスA（緩和型）事業の従業者に対し、前項の規定に基づき策定した」とあるのは「前項の規定に基づき業務継続計画を策定したときは、通所型サービスA（緩和型）事業者は、通所型サービスA（緩和型）事業の従業者に対し、」と、「周知する」とあるのは「周知するよう努める」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第3項中「通所型サービスA（緩和型）事業者は」とあるのは「第1項の規定に基づき業務継続計画を策定したときは、通所型サービスA（緩和型）事業者は」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、改正後の第70条第2項及び第78条中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

告示第55号

大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱及び大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱及び大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部を改正する告示

（大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部改正）

第1条 大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱（平成17年告示第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「家庭児童相談室」を「こども家庭課」に改める。

（大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部改正）

第2条 大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱（平成22年告示第51号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「家庭児童相談室」を「こども家庭課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

告示第56号

大和高田市成年後見支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市成年後見支援センター事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症、知的障害その他の精神上の障害等により判断能力の十分でない者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の利用の支援及び促進を図ることによりその者の権利を尊重し擁護するため実施する大和高田市成年後見支援センター事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の対象者）

第2条 事業の対象は、本市に住所を有する者とする。

2 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設、生活保護法（昭和25年号外法律第144号）第38条第2項の救護施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の特定施設その他これに準ずるとして市長が別に定める施設（以下この条において「対象施設等」と総称する。）に入所又は入居している者であって当該対象施設等への入所又は入居前に本市に居住していたものは、前項の規定による本市に住所を有する者とみなす。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、市内の対象施設等に入所又は入居している者であって、当該対象施設等への入所又は入居前に市外に居住していたものは、事業の対象者とししないものとする。

（事業の内容）

第3条 大和高田市成年後見支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を実施するものとする。

（1） 成年後見制度及び権利擁護に関する専門相談及び支援に関すること。

（2） 成年後見制度の広報及び啓発に関すること。

（3） 後見人等の支援に関すること。

（4） 権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の整備及びネットワークにおける会議の運営に関すること。

（5） 成年後見制度及び権利擁護を支援する人材の育成に関すること。

（6） 前各号に掲げるもののほか、成年後見制度及び権利擁護の推進並びにセンターの運営に関し必要と認められる事業に関すること。

（事業の実施体制）

第4条 市長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）に委託することができる。

2 受託者は、事業の実施に当たって、責任者を定めるとともに、常勤の職員であって社会福祉士又はこれに準ずる資格を有するものを置かなければならない。

（報告等）

第5条 市長は、受託者の業務の適正な実施を図るため必要があると認めるときは、受託者に報告、出頭又は帳簿書類の提出若しくは提示を求めることができる。

（個人情報の保護）

第6条 第4条第2項に規定する責任者、常勤の職員その他の事業に従事する受託者の職員は、職務

上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、成年後見制度の普及や周知の状況に鑑み、必要があると認めるときは成年後見制度の利用の支援及び促進について検討を行い、その結果に基づいて第3条第3号から第5号までに規定する事業を順次実施するものとする。

告示第57号

大和高田市商都たかだ活性化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市商都たかだ活性化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市商都たかだ活性化事業補助金交付要綱(平成22年告示第47号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 市長は、前条の規定による応募があった対象事業について、次項に規定する大和高田市商都たかだ活性化事業補助金審査選考委員会に意見を求めるものとする。

2 前項の規定による意見を聴くため、大和高田市商都たかだ活性化事業補助金審査選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

3 選考委員会は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 副市長
- (2) 地域振興部長
- (3) 企画政策部長
- (4) 企画創生課長
- (5) 広報広聴課長
- (6) まち振興課長
- (7) 農業振興課長
- (8) 商工振興課長

4 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長は副市長、副委員長は地域振興部長をもって充てる。

6 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 選考委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

9 選考委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

10 選考委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

11 選考委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

- 12 選考委員会の会議は、公開とする。
13 選考委員会の庶務は、地域振興部商工振興課において処理する。

第9条第1項を次のように改める。

市長は、第7条の規定による応募があったときは、選考委員会の意見を尊重して、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び金額について決定するものとする。

第13条中「商都高田活性化事業補助金交付請求書(様式第12号)」を「商都たかだ活性化事業補助金交付請求書(様式第12号)」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

告示第58号

大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱及び大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱及び大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

(大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱(令和3年告示第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、同項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「(平成6年法律第30号)」を加え、同項第3号イ中「合計額」の次に「(以下「資産合計額」という。)」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 後見人等報酬の助成の額は、報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額とする。ただし、第1項第3号に掲げる者に対する後見人等報酬の助成の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に掲げる額とする。

- (1) 資産合計額が30万円未満の場合 報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額
(2) 資産合計額が30万円以上の場合 報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額に30万円を加えた額から資産合計額を減じて得た額

第5条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、後見人等報酬の助成の額は、20,000円に報酬付与対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。

第8条第1項中「(昭和25年号外法律第144号)」を削り、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「(平成17年法律第123号)」を加える。

附則第2項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

(大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱(令和3年告示第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号イ中「合計額」の次に「(以下「資産合計額」という。)」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 後見人等報酬の助成の額は、報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額とする。ただ

し、第1項第3号に掲げる者に対する後見人等報酬の助成の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に掲げる額とする。

(1) 資産合計額が30万円未満の場合 報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額

(2) 資産合計額が30万円以上の場合 報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額に30万円を加えた額から資産合計額を減じて得た額

第5条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、後見人等報酬の助成の額は、20,000円に報酬付与対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。

附則第2項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

告示第59号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における令和4年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1. 縦覧場所 大和高田市役所 税務課
2. 縦覧期間 令和4年4月1日から令和4年5月2日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

公 告

公告第15号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月8日

大和高田市長 堀内 大造

公告第16号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第5項の規定により、農業経営基盤強化基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月14日

大和高田市長 堀内 大造

公告第17号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和4年度大和高田市ケアプラン点検業務委託
2 業務期間	令和4年5月6日から令和5年3月31日まで
3 業務場所	大和高田市役所
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 地方公共団体等において、ケアプラン点検業務の受託実績を有する者であること。</p> <p>(6) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の(5)の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し ④ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し ⑤ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）

	<p>⑥ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） 上記⑤、⑥は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年3月24日（木）から令和4年4月4日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所新庁舎 3階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年4月13日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年4月14日（木）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年4月18日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>

1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年4月19日（火）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第18号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年3月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る生活環境影響調査業務委託
2 履行場所	大和高田市今里川合方23番地
3 履行期間	契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）」又は「環境調査」に登録している者であること。

	<p>(2) 平成24年4月1日以降において、官公庁等発注のごみ処理施設に係る生活環境影響調査又は環境影響評価業務を元請として履行した実績を有する者であること。</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(4)の照査技術者及び(5)の担当技術者との兼務は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術士（「総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環」） ② 技術士（「総合技術監理部門：環境－環境影響評価」） ③ 技術士（「衛生工学部門：廃棄物・資源循環」） ④ 技術士（「環境部門：環境影響評価」） <p>※「廃棄物・資源循環」制定前の「廃棄物管理」、「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等の資格とみなす（以下同じ。）。</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(3)の管理技術者及び(5)の担当技術者との兼務は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術士（「総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環」） ② 技術士（「総合技術監理部門：環境－環境影響評価」） ③ 技術士（「衛生工学部門：廃棄物・資源循環」） ④ 技術士（「環境部門：環境影響評価」） <p>(5) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を担当技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(3)の管理技術者及び(4)の照査技術者との兼務は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術士（「衛生工学部門：廃棄物・資源循環」） ② 技術士（「環境部門：環境影響評価」） ③ R C C M（廃棄物部門） ④ 環境アセスメント士（生活環境部門） <p>(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(9) (6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能） (2) 必要書類は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 5の(2)に係る履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等）

	<p>③ 5の(3)(4)(5)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年3月28日（月）から令和4年4月6日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年4月18日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年4月19日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 令和4年4月21日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契</p>

	約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和4年4月22日（金）午前10時 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥11,970,000－（消費税等抜き）
17 前払金	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない場合は、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第19号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年3月28日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり
2	公売の方法	入 札
3	公売日時	令和4年4月25日（月） 午前10時00分から
	公売保証金 納付期限	令和4年4月25日（月） 午前10時00分から 午前10時30分まで
	入 札	令和4年4月25日（月） 午前10時40分から 午前11時00分まで
	開 札	令和4年4月25日（月） 午前11時00分

4	公売保証金及び見積価額	公売公告付表のとおり			
5	公売場所	大和高田市役所 3階会議室1			
6	売却決定の日時及び場所	日時	令和4年5月16日（月） 午前10時00分	場所	大和高田市 収納対策室
7	買受代金納付期限	日時	令和4年5月16日（月） 午前11時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く。)	
8	買受人についての資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり			
9	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 午前10時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売保証金を納付いただく必要があります 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売財産が農地の場合は、大和高田市農業委員会にて、事前に買受適格証明書を取得し、当日持参してください。証明書の取得方法については、大和高田市農業委員会へ問い合わせてください。 5. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。 6. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 7. その他については、別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 8. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/shiseijoho/kankochauction_kobai_shiyuchi/3418.html)でも ご覧いただけます。 			
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>					
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL 0745-22-1101 (内線2264)</p>					

公売公告付表			
売却区分 番号	大和高田市-4-1-1	見積価額	457,000円
		公売保証金	46,000円
公売財産の 表示	所在地 奈良県大和高田市北本町 地番 12番11 地目 宅地 種類 居宅 地積 宅地 54.38㎡ 居宅 44.27㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の 概要（地域概 要）	・近鉄大阪線『大和高田駅』から南西方向へ直線約150m、 徒歩距離約278m(徒歩3分半)の不動産。		
公売財産の 概要（行政的 条件）	・都市計画区域 市街化区域(商業地域) ・建ぺい率(指定) 80% ・容積率(指定) 400% ・準防火区域		
公売財産の 概要（使用状 況等）	・公道とは接しておらず、公道から進入する道は公衆用道路で 4軒長屋の3つ目。 ・該当物件には誰も住んでいないが4軒長屋の1つ目に1名居住あり。 (4つ目は家屋の取壊し済)		
その他公売 条件等	・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・現在、敷地利用している個人および事業者との協議は、当事者間で行って ください。 ・建物内の残置物の処分費用は買受人負担とする。 ・残置物の処分に係る同意書は本人より取得済み。		
(別紙)			
公売における注意事項			
入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代 理権限を証する委任状を提出してください。		
開札の方法	入札書は、入札者の立会で開札します。		

公売保証金の納付	公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
入札書についての制限	一旦提出した入札書は、引換え、変更または取消しをすることができません。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者、大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第2号に規定する暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。 公売財産が農地である場合、買受人は大和高田市農業委員会が買受適格証明書を発行した人に限られます。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。 また、後日、不動産取得税(県税)、毎年の固定資産税(市町税)が課税されます。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は、大和高田市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は、大和高田市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。(開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。) 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または同通知書 5 郵送料(500円程度)

<p>公売保証金の返還について</p>	<p>最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙（200円）の貼付、消印が必要です（※保証金が5万円未満の場合は不要）。</p>
<p>暴力団員等でないことの照会</p>	<p>最高価申込者等が暴力団員等に該当するか否か都道府県警察に照会を実施します。</p>

（ご注意）

- ・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- ・公売当日は印鑑（認印可）をご持参ください。

※代理人が入札する場合は委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証等）と代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者の身分証明書（運転免許証等）と代表者印

教育委員会

教育委員会告示第3号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月8日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和4年3月11日（金）午後3時40分
- 2 場所
市役所 2階 教育長室
- 3 議案
第1号 教職員人事について
第2号 その他

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月16日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和4年3月24日（木）午前10時00分
- 2 場所
市役所5階 会議室8
- 3 議案
第1号 後援願いについて

第2号 その他

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月22日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和4年3月24日(木) 午前11時00分

2 場所

市役所 5階 会議室8

3 議案

第1号 市職員人事について

第2号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第4号**

令和4年3月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,451 人

6分の1の数 9,226 人

50分の1の数 1,108 人

農業委員会**農業委員会告示第3号**

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月1日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和4年3月4日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条規定による申請の件

第2号 農地法第4条規定による申請の件

第3号 農地法第5条規定による申請の件

第4号 農地法第18条第6項について通知の件

第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第6号 農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段面積）の設定について

第7号 その他

監査委員

監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を別紙のとおり公表します。

令和4年3月1日

大和高田市監査委員 田中 俊男
同 泉尾 安廣

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

上下水道事業

企業管理規程第1号

大和高田市上下水道事業事務分掌規程（昭和42年1月1日企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

（大和高田市上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

大和高田市上下水道事業事務分掌規程（昭和42年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「工務グループ」を「工務係」に改める。

第5条中「（14）課の他のグループ」を「（14）課の他の係」に

「工務グループ」を「工務係」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。